

**河津町 第4次  
地域福祉計画・地域福祉活動計画**

令和4年3月  
河津町・河津町社会福祉協議会



# も く じ

<b>第1章</b>	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	2
4	持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	3
<b>第2章</b>	地域福祉に関する現状.....	4
1	統計データにみる現状.....	4
2	アンケート調査結果にみる現状.....	23
<b>第3章</b>	計画の基本的な考え方.....	42
1	計画の基本理念.....	42
2	計画の基本目標.....	44
3	施策の体系.....	46
<b>第4章</b>	基本計画 .....	47
基本目標Ⅰ	住民主体の地域活動を育てるために【意識・人づくり】.....	47
基本目標Ⅱ	地域の中で支え合い、助け合うために【ネットワーク・基盤づくり】... ..	51
基本目標Ⅲ	誰もが適切な福祉サービスを利用できるために【仕組み・体制づくり】... ..	56
基本目標Ⅳ	すべての住民が安心・安全を実感できるために【生活環境づくり】.....	62
基本目標Ⅴ	誰もが自殺に追い込まれることのない地域をつくるために【自殺対策推進計画】.....	66
<b>第5章</b>	計画の推進に向けて.....	69
1	計画の周知・啓発.....	69
2	計画の推進.....	69
3	計画の点検・評価.....	69
<b>資料編</b>	.....	70
資料1	河津町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	70
資料2	河津町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	71



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

全国各地で少子高齢化の影響がみられる中、本町は令和3年4月に過疎地域に指定され、その影響が著しく表れている自治体の1つとなっています。総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和3年1月1日時点）」を使って全1,741市町村（特別区23区含む）の年少人口・高齢人口の割合を比較してみると、本町の年少人口割合は9.2%で365番目に低く、高齢人口割合は42.2%で266番目に高くなっています。本町のように年少人口割合が1割未満かつ高齢人口割合が4割以上の市町村は全国に341か所存在し、全市町村の約2割にあたります。全国的にみると突出して危機的状況にあるわけではありませんが、年齢3区分別の人口バランスが良い状況にあるとも言えません。

少子高齢化が進むことで生じる課題の1つに、高齢者を支える若い世代が少ないために、若い世代にかかる負担が重くなることがあります。それは、高齢者を支援する福祉人材が不足することはもちろんのこと、若い世代が経済的な負担を今まで以上に負うことになる可能性も含まれます。さらには、我が国における社会保障制度そのものが崩壊することも考えられます。本町は若い世代（生産年齢人口）が約半数、高齢者が約4割という状況にあるため、若い世代5人で高齢者4人を支えなければなりません。約25年前（平成7年3月31日時点）は、若い世代6人（63.0%）で高齢者2人（23.3%）を支えていたことを鑑みると、現状がいかに重い負担であるか、そして今後少子高齢化がさらに進んだ場合にどれほど厳しい状況となるか、容易に想像できると思います。（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）

国は、少子高齢化がさらに進行し、人口バランスが崩れることを想定し、平成12年に「社会福祉事業法」（現「社会福祉法」）を抜本的に見直しました。この時から地域福祉の推進が図られ、段階的に地域住民が互いに支え合う体制の構築が進められてきました。「我が事・丸ごと」や「地域共生社会」という考え方も、この過程において生み出されたものです。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで継続することができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいます。さらに、直近の法改正では、既存制度で対応できなかったケース（複雑な課題を抱えているケースや自ら支援を求められないケース等）に対応するために、「包括的な支援体制（重層的支援体制の整備）」を自治体が任意で整備することになりました。この支援体制が整備されることで、これまでの現金・現物支給に加えて、社会や人とのつながりを持ち続けるための支援を行うことができるようになります。社会や人とのつながりによって、長期的に柔軟な支援を行うことや、これまで見えていなかったニーズを把握すること、日常的に住民が互いに緩やかな見守りを行うこと等が期待されています。具体的には、誰もがワンストップで何でも相談できる場の整備や、社会や人とのつながりの構築に向けた支援、分野を跨ぐ課題に対応するための多機関連携等が行われ、これまでよりも他者に相談しやすい環境づくりが進められることとなります。

本町における主な課題は少子高齢化による若い世代不足ですが、支援を必要としている人は高齢者に限りません。すべての住民が必要な福祉や支援を受けることができ、安心して生活できる町であり続けるためにも、日常における不安や悩み等を気軽に相談でき、関連する各課や機関が連携して課題の解決に取り組める体制を構築する必要があります。また、本町は小規模自治体であることから、既に住民が互いに顔見知りであることは大きなアドバンテージだと考えます。現在の住民の関係性をどう地域福祉に活かしていけるかが今後の課題であり、本町における地域福祉の行く末を左右するものになると推察されます。よって、今後は国の方針である社会や人とのつながりづくりに注力することとし、それに関する方向性や取り組みを盛り込んだ新たな地域福祉に関する計画として、「河津町 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、河津町が策定する地域福祉計画と、河津町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の2つの計画を一体的に策定したものです。

河津町が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条で策定が努力義務と定められている「市町村地域福祉計画」にあたります。本計画は、地域福祉の推進に関する基本方針や施策について定めるものであり、福祉分野の基本計画としての役割を担います。

河津町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、法律で策定が定められているものではありませんが、地域福祉計画で方向性が定められた施策についてより具体的な取り組み内容が記された計画であり、地域福祉推進における活動の基礎となります。

これら2つの計画は、その関係性から互いに整合が図られた計画となります。また、行政計画である地域福祉計画は、上位計画に「河津町第5次総合計画」を据えるとともに、子どもや高齢者・介護、障がいのある人等に関する福祉分野の個別計画との整合も図られることから、おのずと地域福祉活動計画もこれらの関連計画等との整合が図られることとなります。

また、「自殺対策基本法」（平成28年改正）に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて策定する「市町村自殺対策計画」も本計画に包含されています。

## 3 計画の期間

本計画は、令和4年度～令和8年度を計画期間とする5か年計画です。次期計画に向けた計画の見直しは最終年度にあたる令和8年度を予定しています。ただし、社会情勢の変化や関連法制度の大きな改正等によって計画の見直しが適当だと判断された場合には、最終年度を待たずに見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
第4次	河津町第5次総合計画（令和3年度～令和12年度）						
第3次	<b>河津町 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画</b>					第5次	
第2期河津町子ども・子育て支援事業計画					第3期		
第8次 第7期 第4期	河津町第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 第5期介護給付適正化計画			河津町第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 第6期介護給付適正化計画		第11次 第10期 第7期	
第3次 第5期 第1期	第4次賀茂地区障害者計画 第6期賀茂地区障害福祉計画 第2期賀茂地区障害児福祉計画			第5次賀茂地区障害者計画 第7期賀茂地区障害福祉計画 第3期賀茂地区障害児福祉計画		第6次 第8期 第4期	

## 4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けた取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体にも積極的な取り組みが求められています。

本計画の上位計画である「河津町第5次総合計画」においてもSDGsの推進を掲げているため、本計画は地域福祉と深く関連する「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」、「パートナーシップで目標を達成しよう」をはじめ、様々な取り組みを連動させることで、持続可能な地域と福祉の仕組みを構築していくことを目指しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

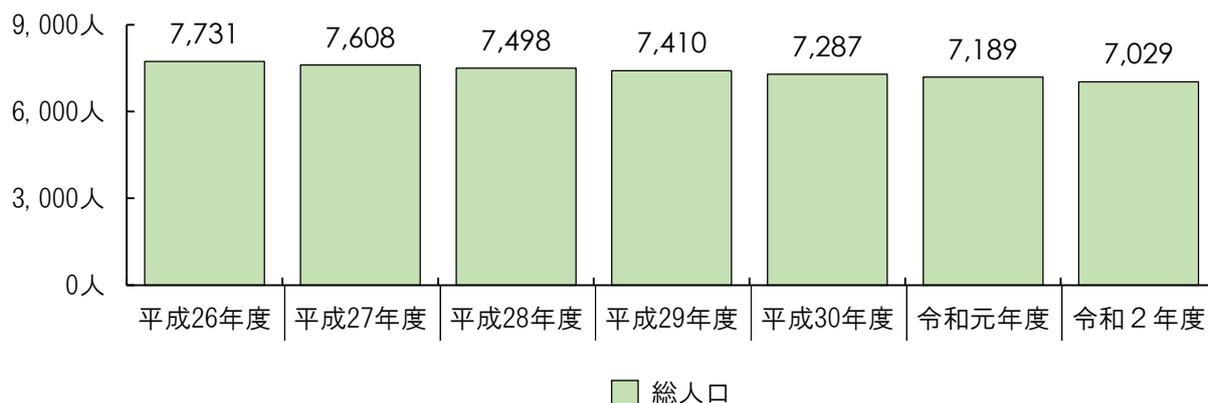


## 第2章 地域福祉に関する現状

### 1 統計データにみる現状

#### (1) 基本データ

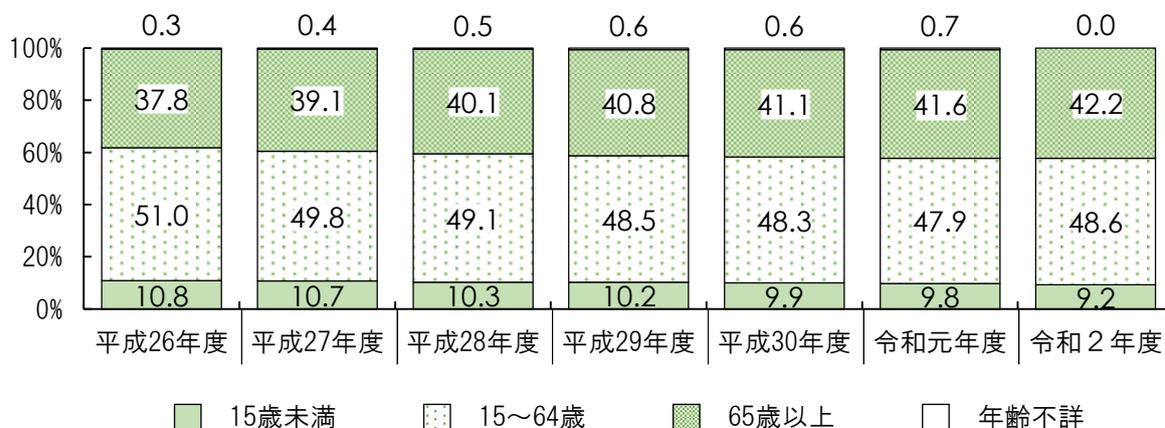
##### ■総人口



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（1月1日時点）

令和2年度の総人口は、7,029人となっています。平成26年度以降の推移をみると、減少傾向にあり、平成26年度からの6年間で702人減少しています。

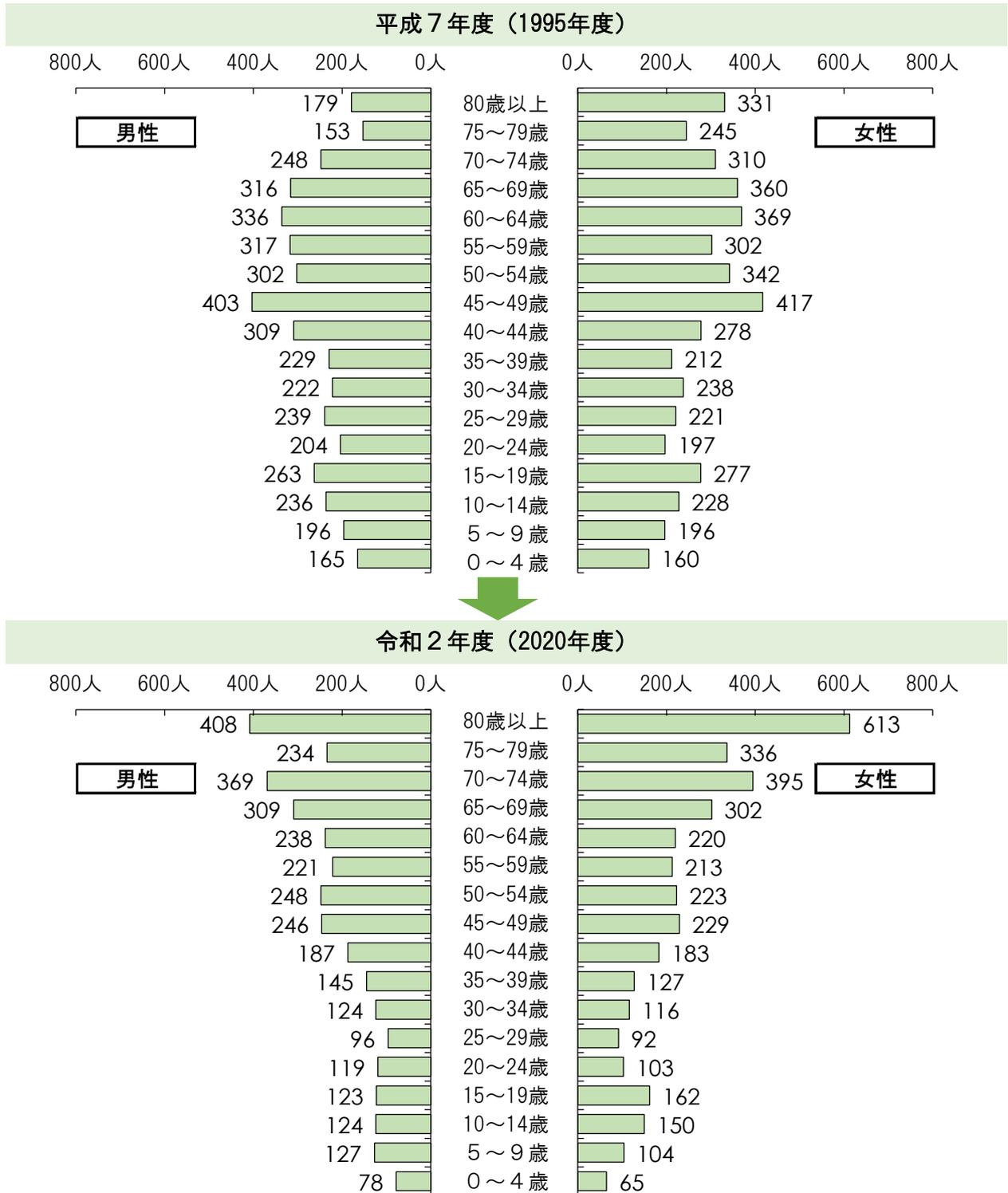
##### ■年齢3区分別 人口割合



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（1月1日時点）

令和2年度の年齢3区分別 人口割合は、「15歳未満」が9.2%、「15～64歳」が48.6%、「65歳以上」が42.2%と、15歳以上が約9割を占めています。平成26年度以降の推移をみると、「15歳未満」、「15～64歳」が低下傾向、「65歳以上」が上昇傾向にありますが、「15～64歳」だけは令和2年度にわずかに上昇しています。

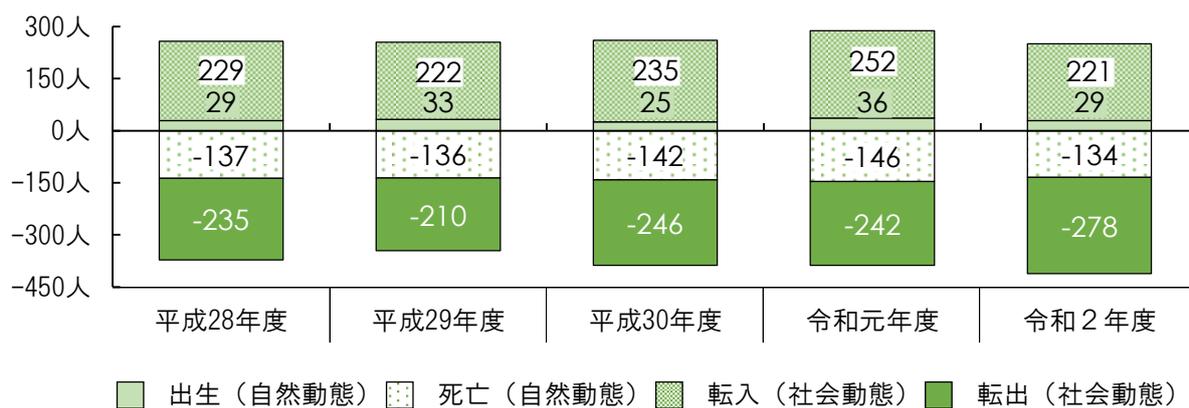
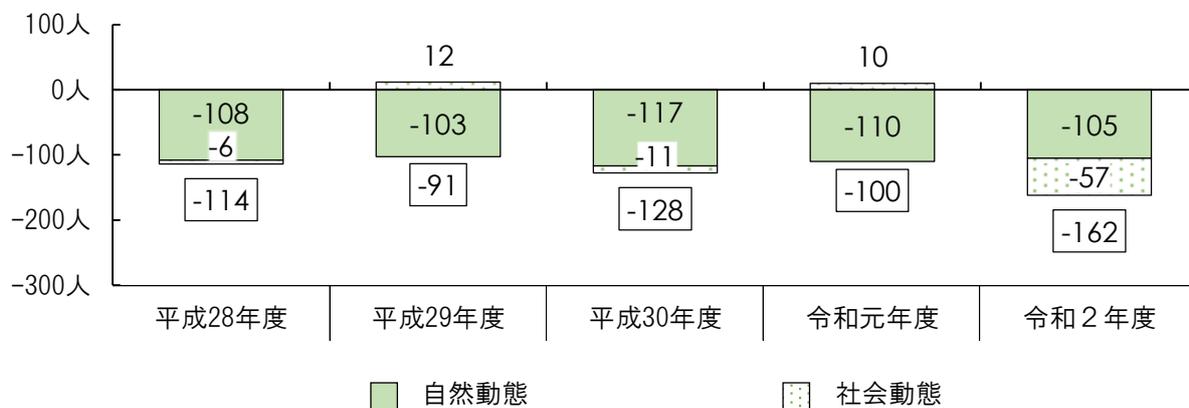
■人口ピラミッド



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（平成8年3月31日、令和3年1月1日時点）

人口ピラミッドで平成7年度（1995年度）と令和2年度（2020年度）の年齢5歳階級別の人口を比較すると、この25年間で、最も人数が多い年齢層が男女ともに45～49歳から80歳以上に変化しており、つぼ型から逆ピラミッド型になっていることがわかります。

■人口動態

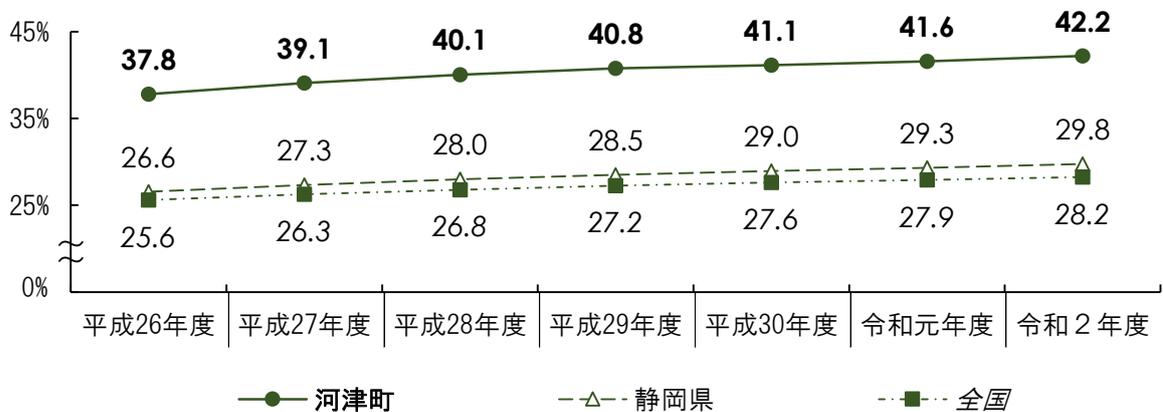


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（1月1日時点）

令和2年度の人口動態は-162人で、内訳は「自然動態」が-105人（出生29人、死亡134人）、「社会動態」が-57人（転入221人、転出278人）となっています。平成28年度以降の推移をみると、「自然動態」、「社会動態」ともにマイナスで推移することが多くなっています。また、「出生」が30人前後、「死亡」が139人前後、「転入」が220～250人程度、「転出」が210～280人程度で推移しており、自然動態は社会動態に比べて安定した人数になっています。一方で、「転入」、「転出」は年度によって増減するものの、社会動態は±10人程度に抑えられている年度が多くなっています。しかし、令和2年度の社会動態は-57人とやや差が大きくなっています。

## (2) 高齢者に関する統計

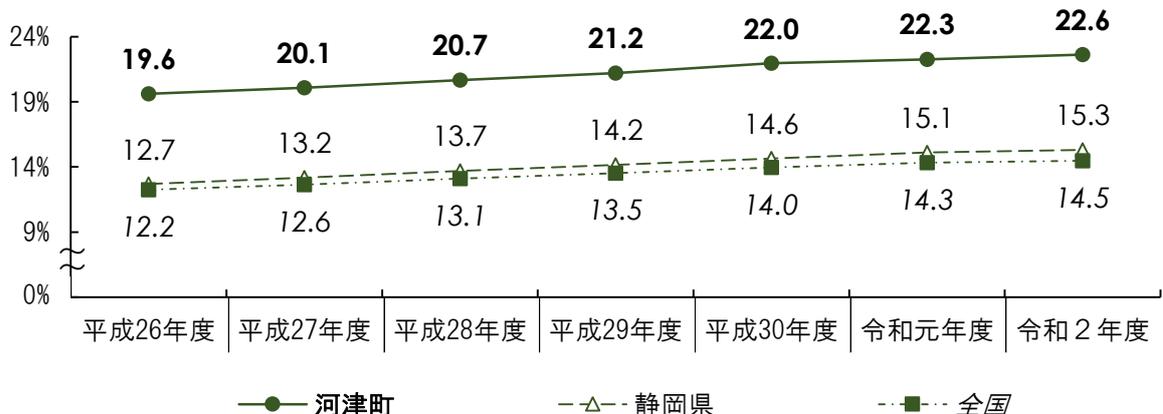
### ■ 高齢化率



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（1月1日時点）

令和2年度の高齢化率は、「河津町」が42.2%、「静岡県」が29.8%、「全国」が28.2%と、「河津町」は県や国を10ポイント以上上回っています。平成26年度以降の推移をみると、「河津町」の高齢化率は以前から高い水準で推移していることがわかります。また、平成26年度からの6年間で「河津町」が4.4ポイント、「静岡県」が3.2ポイント、「全国」が2.6ポイント上昇していることから、県や国よりも「河津町」で高齢化が進むスピードが速いことがうかがえます。

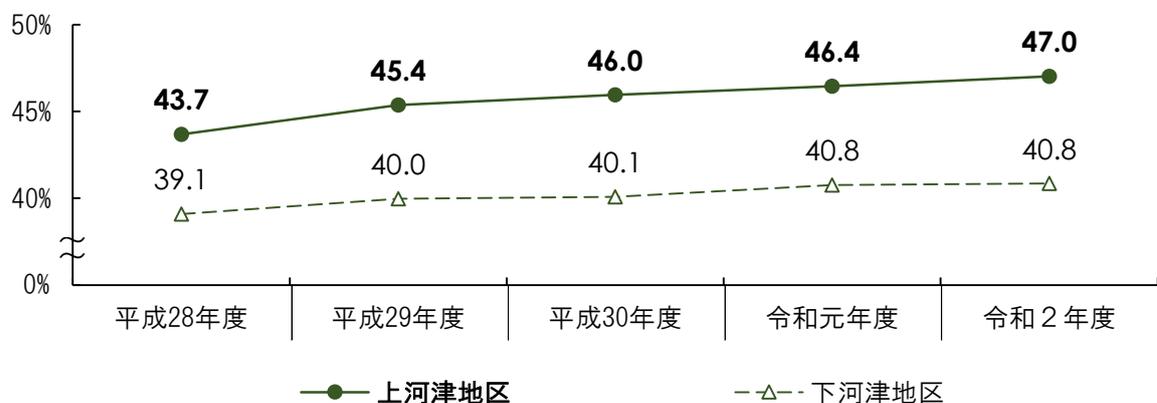
### ■ 後期高齢者割合（総人口に対する割合）



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（1月1日時点）

令和2年度の後期高齢者割合は、「河津町」が22.6%、「静岡県」が15.3%、「全国」が14.5%と、「河津町」が2割を超えて高くなっています。平成26年度以降の推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。平成26年度からの6年間で「河津町」が3.0ポイント上昇していますが、「静岡県」は2.6ポイント上昇、「全国」は2.3ポイント上昇と、「河津町」でやや後期高齢者割合が上昇するスピードが速いことがうかがえます。

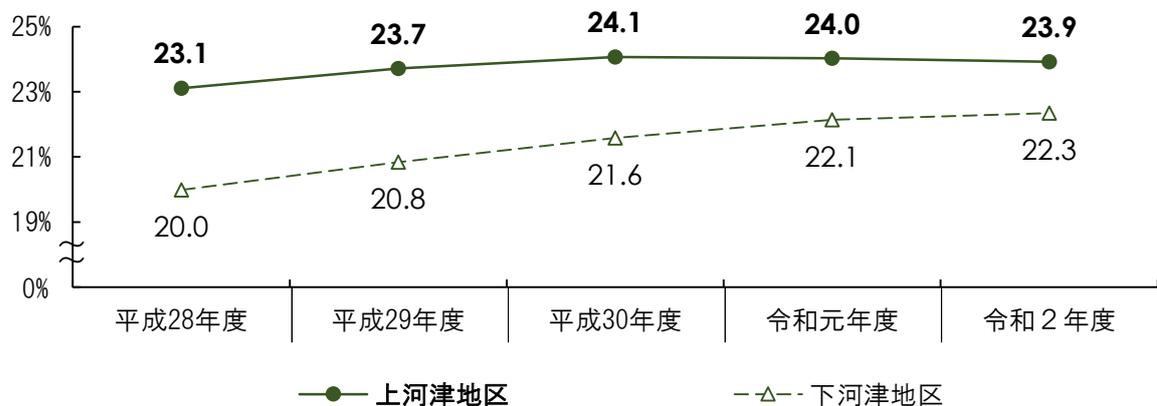
■地区別 高齢化率



資料：「住民基本台帳」（3月31日時点）

令和2年度の地区別 高齢化率は、「上河津地区」が47.0%、「下河津地区」が40.8%と、いずれの地区も国平均（令和3年1月1日時点：28.2%）より大幅に高くなっています。平成28年度以降の推移をみると、いずれの地区も上昇傾向にあります。しかし、平成28年度からの4年間で「上河津地区」が3.3ポイント上昇、「下河津地区」が1.7ポイント上昇と、「下河津地区」より「上河津地区」で高齢化が進むスピードが速いことがうかがえます。

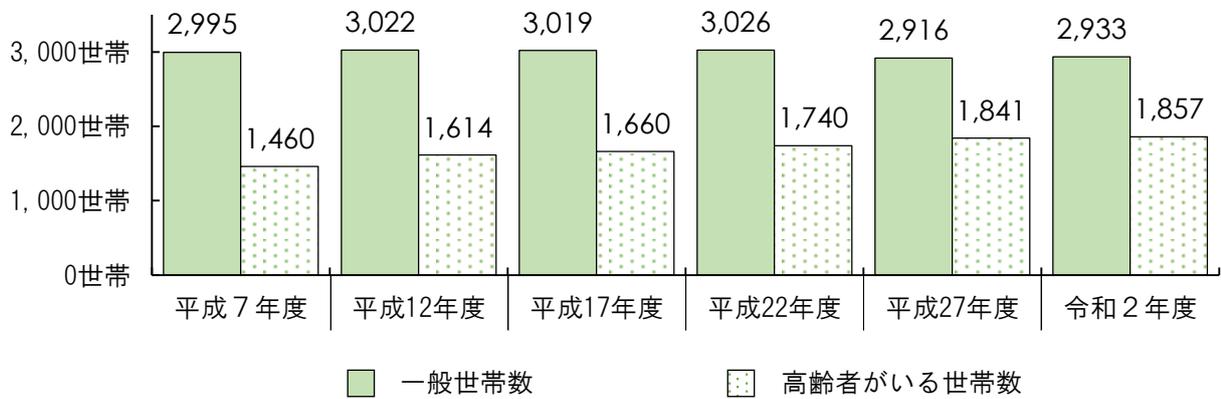
■地区別 後期高齢者割合（総人口に対する割合）



資料：「住民基本台帳」（3月31日時点）

令和2年度の地区別 後期高齢者割合は、「上河津地区」が23.9%、「下河津地区」が22.3%と、大きな差はありません。平成28年度以降の推移をみると、いずれの地区も上昇傾向にあります。しかし、平成28年度からの4年間で「上河津地区」が0.8ポイント上昇、「下河津地区」が2.3ポイント上昇と、「上河津地区」より「下河津地区」で後期高齢者割合が上昇するスピードが速いことがうかがえます。

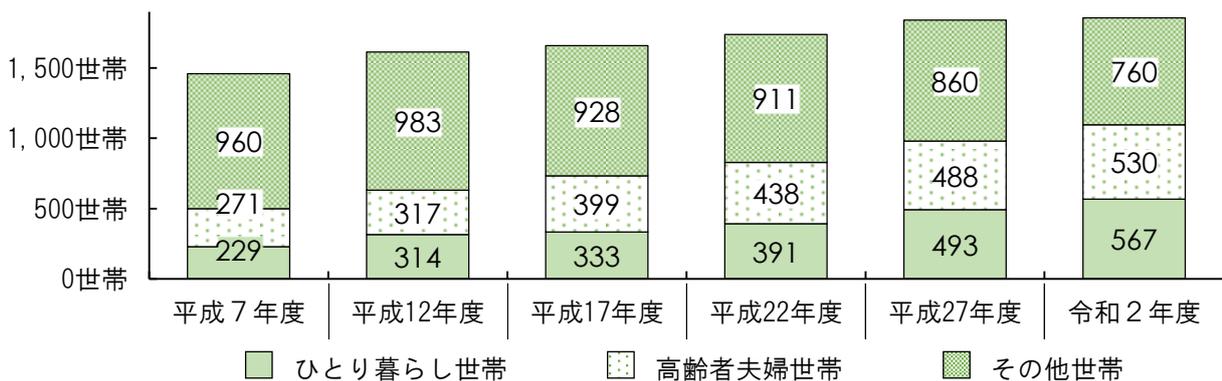
■一般世帯数、高齢者がいる世帯数



資料：「国勢調査」（10月1日時点）

令和2年度の一般世帯数は2,933世帯で、そのうち高齢者がいる世帯数は1,857世帯(63.3%)となっています。平成7年度以降の推移をみると、一般世帯数は増減を繰り返しながら3,000世帯前後で推移しているものの、高齢者がいる世帯数は増加傾向にあります。平成7年度には一般世帯の48.7%が高齢者のいる世帯でしたが、その後の25年間で14.6ポイント上昇しています。

■世帯の種類別 高齢者がいる世帯数



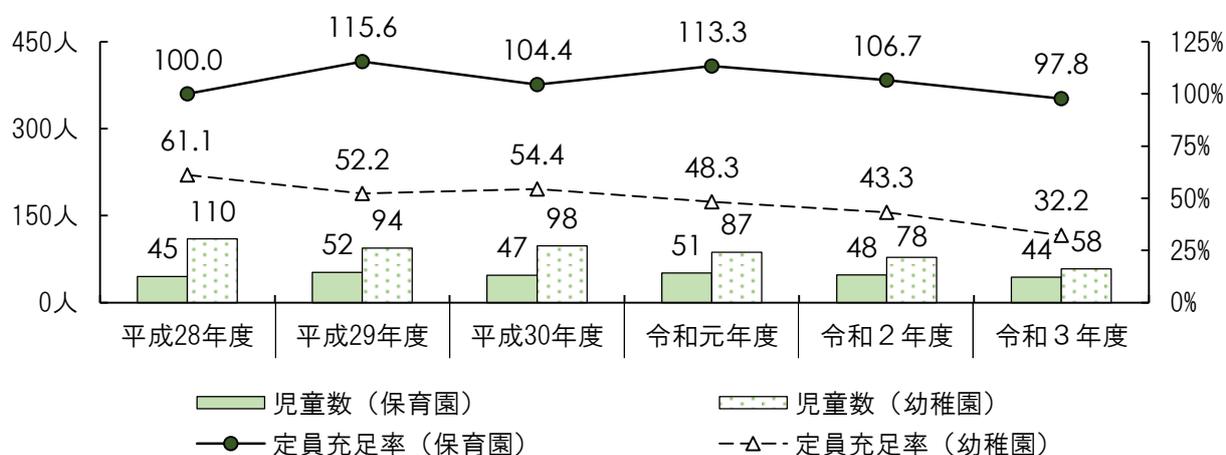
資料：「国勢調査」（10月1日時点）

※高齢者夫婦世帯とは、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」を指します。

令和2年度の世帯の種類別 高齢者がいる世帯数は、「ひとり暮らし世帯」が567世帯、「高齢者夫婦世帯」が530世帯、「その他世帯」が760世帯と、高齢者がいる世帯の約3割が「ひとり暮らし世帯」となっています。平成7年度以降の推移をみると、「ひとり暮らし世帯」、「高齢者夫婦世帯」が増加傾向、「その他世帯」が減少傾向にあります。特に「ひとり暮らし世帯」が、平成7年度からの25年間で2倍以上に増加しています。

### (3) 子どもに関する統計

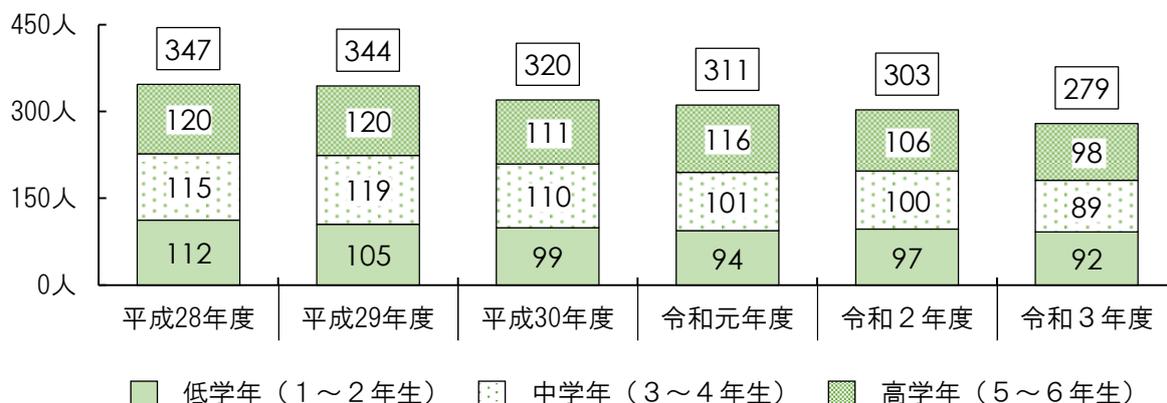
#### ■保育園・幼稚園に通っている児童数、定員充足率



資料：「学校基本調査」（4月1日時点）

令和3年度の児童数は「保育園」が44人、「幼稚園」が58人、定員充足率では「保育園」が97.8%、「幼稚園」が32.2%となっています。児童数の推移をみると、「保育園」では令和2年度以降、「幼稚園」では令和元年度以降、ともに減少傾向にあります。定員充足率の推移をみると、「保育園」では令和3年度に初めて100%を下回りました。一方で、「幼稚園」では低下傾向が続いています。

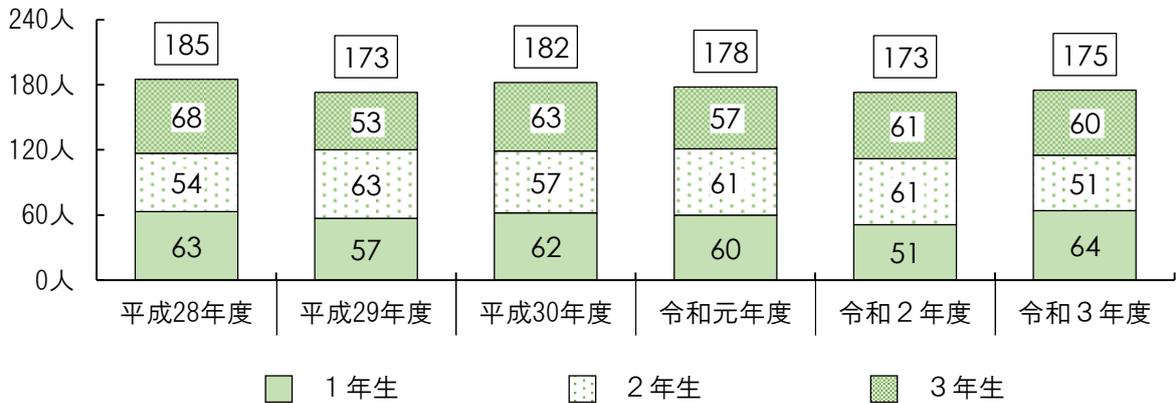
#### ■小学校に通っている児童数



資料：「学校基本調査」（5月1日時点）

令和3年度の小学校に通っている児童数は279人で、内訳は「低学年（1～2年生）」が92人、「中学年（3～4年生）」が89人、「高学年（5～6年生）」が98人となっています。平成28年度以降の推移をみると、児童数は減少傾向にあります。学年別の人数をみると、学年が上がっても大幅に人数は変わらないため、転校による減少というよりは、新入生の減少がそのまま児童数の減少につながっていると思われます。

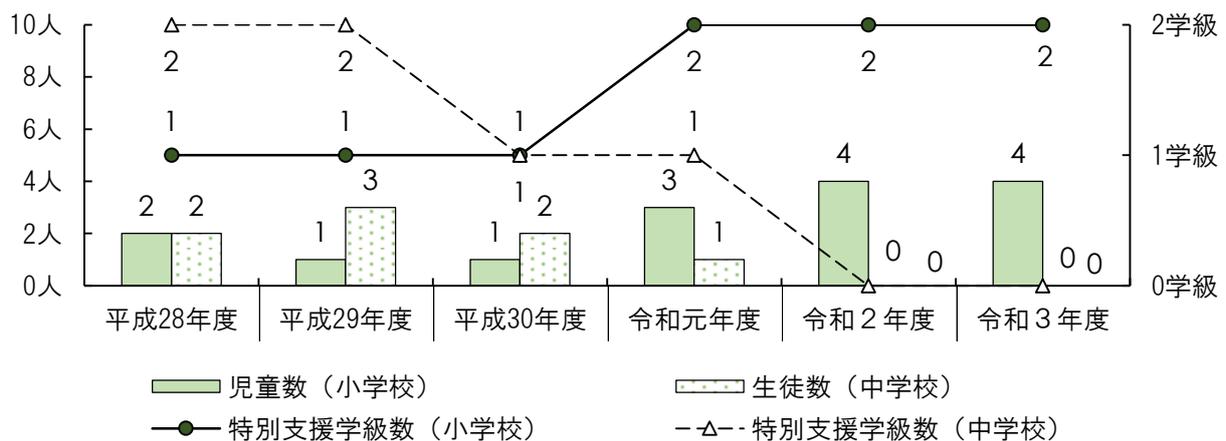
■ 中学校に通っている生徒数



資料：「学校基本調査」（5月1日時点）

令和3年度の中学校に通っている生徒数は175人で、内訳は「1年生」が64人、「2年生」が51人、「3年生」が60人となっています。平成28年度以降の推移をみると、生徒数は増減を繰り返しながら178人前後で推移しています。

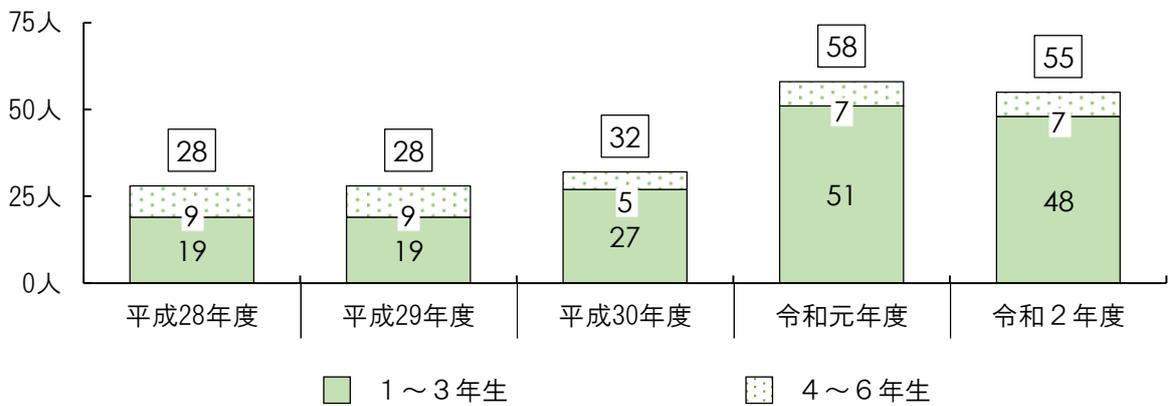
■ 特別支援学級に通っている児童・生徒数



資料：「学校基本調査」（5月1日時点）

令和3年度の特別支援学級に通っている児童・生徒数は、「小学校」が4人、「中学校」が0人となっています。また、特別支援学級数は、「小学校」が2学級、「中学校」が0学級となっています。平成28年度以降の推移をみると、特別支援学級に通う児童・生徒数は、「小学校」で増加傾向、「中学校」で減少傾向にあります。特別支援学級数は、児童・生徒数に応じて増減しています。

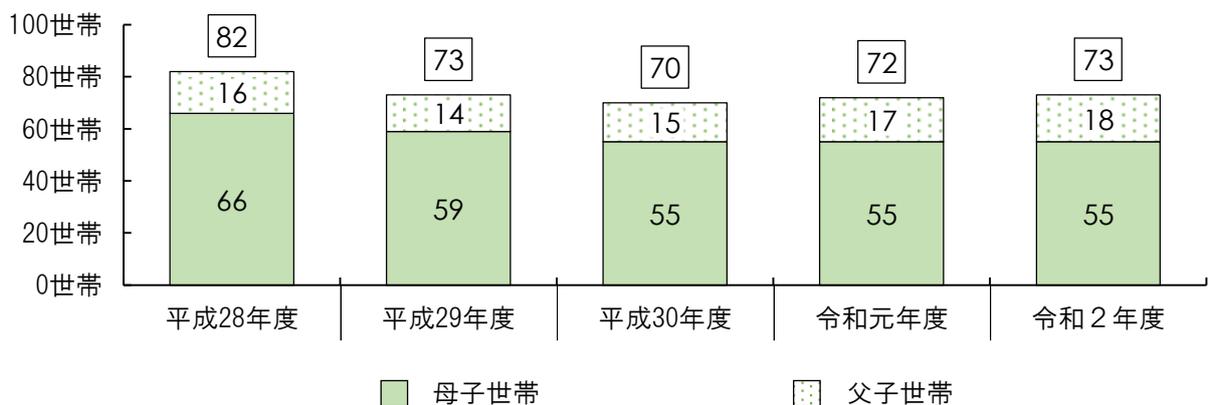
■放課後児童クラブに通っている児童数



資料：健康福祉課調べ（3月31日時点）

令和2年度の放課後児童クラブに通っている児童数は55人で、内訳は「1～3年生」が48人、「4～6年生」が7人と、「1～3年生」が大半を占めているものの、「4～6年生」も1割以上います。平成28年度以降の推移をみると、平成30年度までは30人前後であったものの、令和元年度に大幅に児童数が増加し、令和2年度も50人台となっています。

■ひとり親世帯数

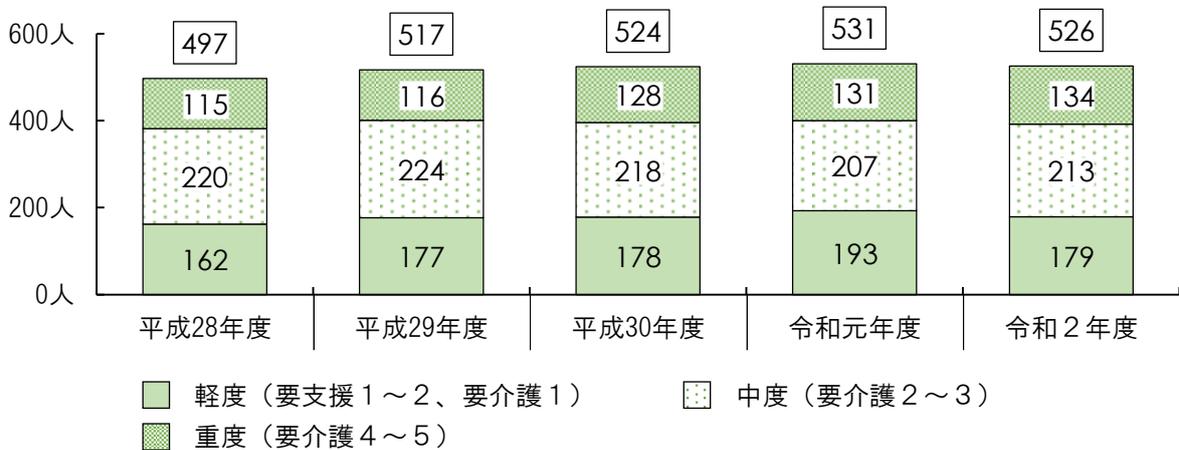


資料：「母子家庭等医療費助成事業の実施状況報告書」（3月31日時点）

令和2年度のひとり親世帯数は73世帯で、内訳は「母子世帯」が55世帯、「父子世帯」が18世帯と、「母子世帯」が7割以上を占めています。平成28年度以降の推移をみると、平成29年度以降はひとり親世帯数が72世帯前後で推移することが多く、「母子世帯」が減少傾向、「父子世帯」が増加傾向にあります。

(4) 介護を必要とする人・障がいのある人に関する統計

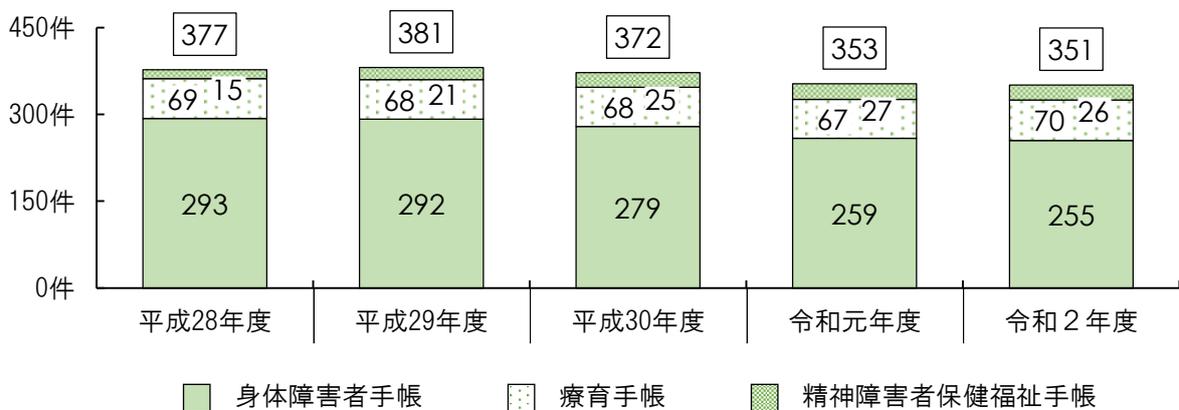
■ 要支援・要介護認定者数



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」（3月31日時点）

令和2年度の要支援・要介護認定者数は526人で、内訳は「軽度（要支援1～2、要介護1）」が179人、「中度（要介護2～3）」が213人、「重度（要介護4～5）」が134人と、要支援・要介護認定者の4人に1人以上が「重度（要介護4～5）」となっています。平成28年度以降の推移をみると、令和2年度は減少に転じていますが、全体的に増加傾向にあり、特に「重度（要介護4～5）」は毎年度増加しています。

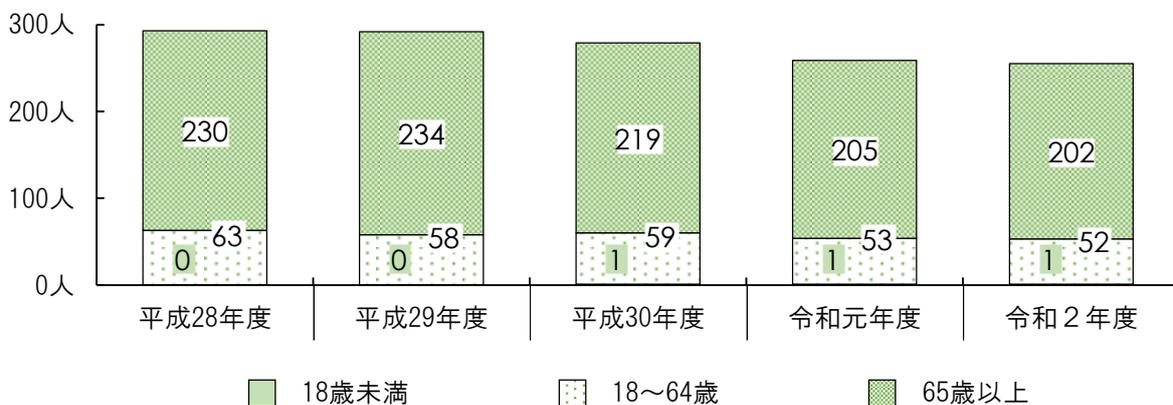
■ 障害者手帳交付件数



資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の障害者手帳交付件数は351件で、内訳は「身体障害者手帳」が255件、「療育手帳」が70件、「精神障害者保健福祉手帳」が26件と、「身体障害者手帳」が7割以上を占めています。平成28年度以降の推移をみると、障害者手帳交付件数が減少傾向にあり、「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は横ばいから増加傾向にあります。

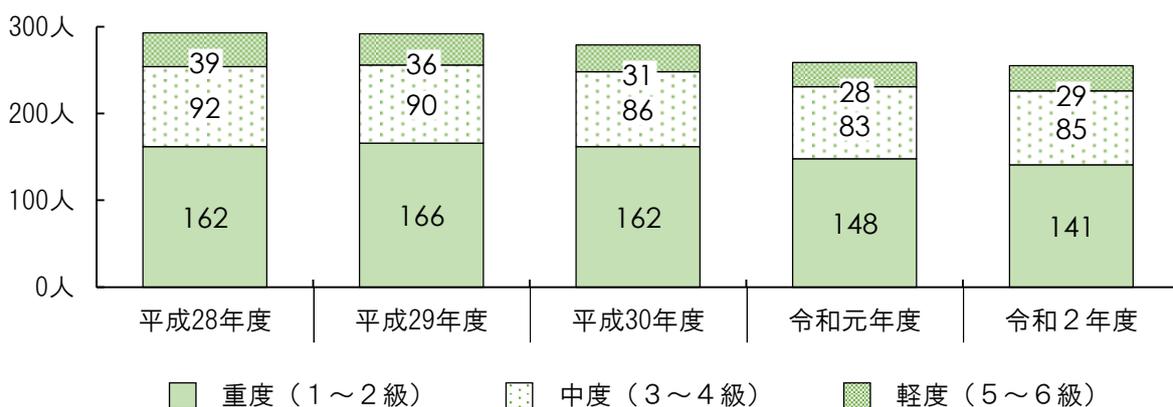
■年齢3区分別 身体障害者手帳所持者数



資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の年齢3区分別 身体障害者手帳所持者数は、「18歳未満」が1人、「18～64歳」が52人、「65歳以上」が202人と、「65歳以上」が約8割を占めています。平成28年度以降の推移をみると、「18～64歳」、「65歳以上」が減少傾向にあります。

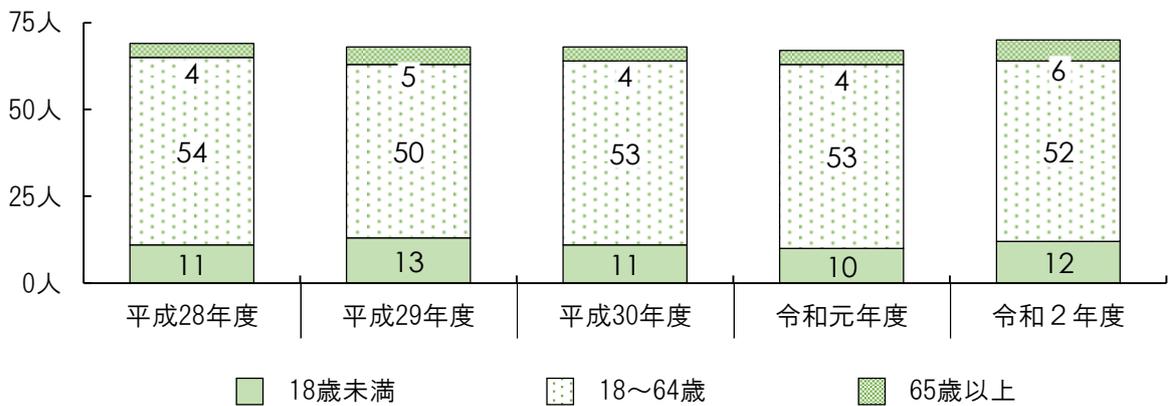
■等級別 身体障害者手帳所持者数



資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の等級別 身体障害者手帳所持者数は、「重度（1～2級）」が141人、「中度（3～4級）」が85人、「軽度（5～6級）」が29人と、「重度（1～2級）」が半数以上を占めています。平成28年度以降の推移をみると、いずれの等級も減少傾向にあります。特に「重度（1～2級）」が、平成28年度からの4年間で21人減少しています。

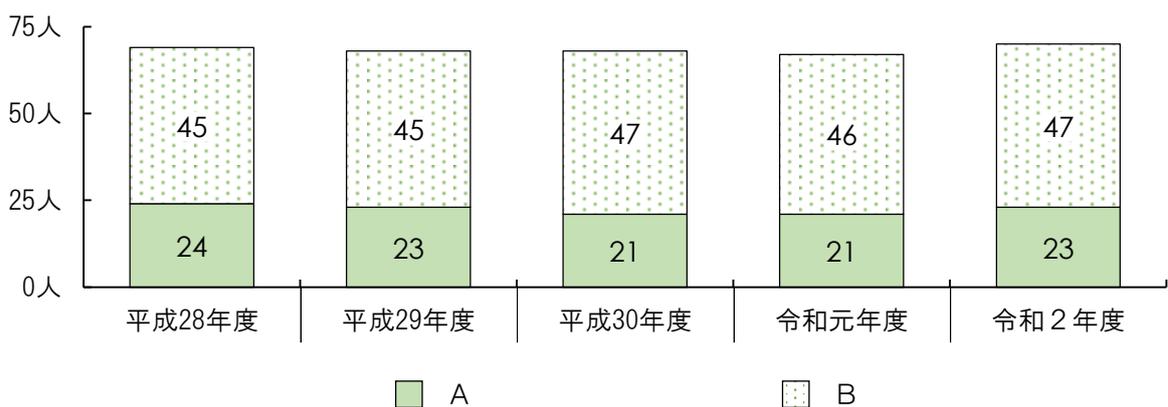
■年齢3区分別 療育手帳所持者数



資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の年齢3区分別 療育手帳所持者数は、「18歳未満」が12人、「18～64歳」が52人、「65歳以上」が6人と、「18～64歳」が7割以上を占めています。平成28年度以降の推移をみると、いずれの年齢区分も大きな差異はみられません。

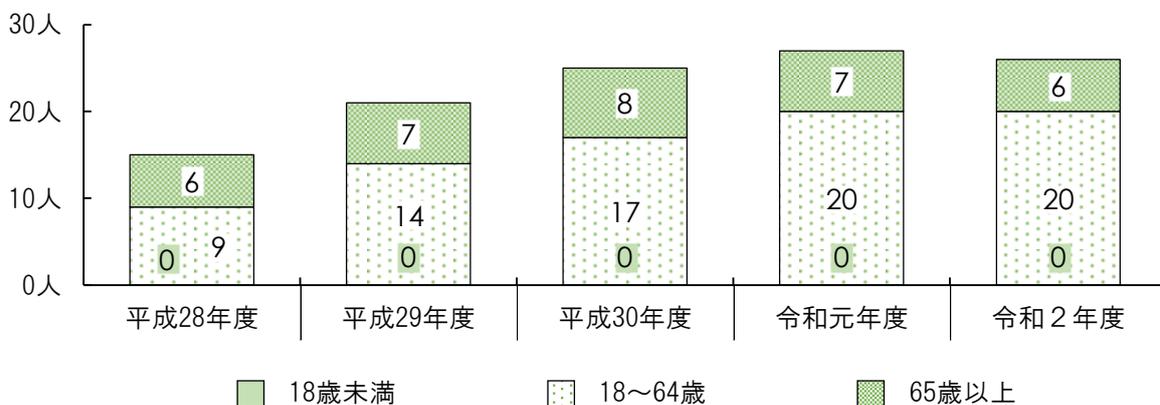
■程度別 療育手帳所持者数



資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の程度別 療育手帳所持者数は、「A」が23人、「B」が47人と、「B」が7割近くを占めています。平成28年度以降の推移をみると、いずれの程度も大きな差異はみられません。

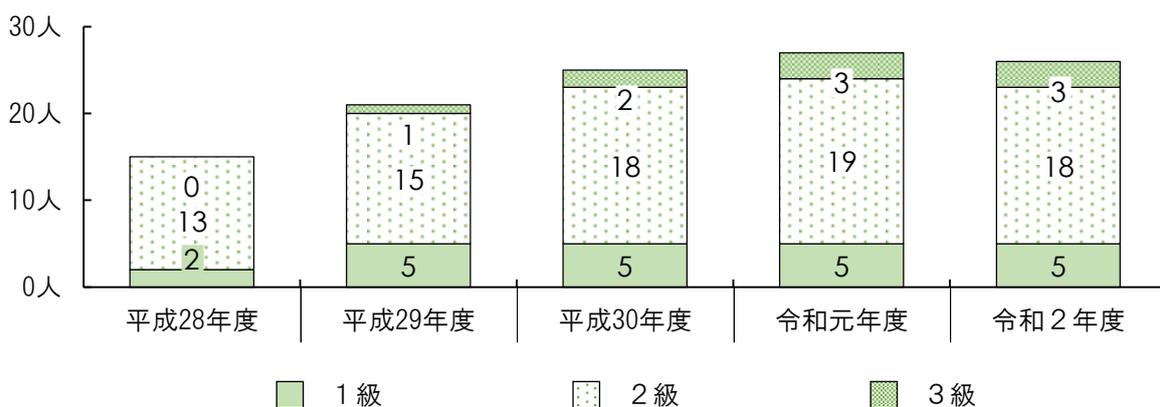
■年齢3区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の年齢3区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「18歳未満」が0人、「18～64歳」が20人、「65歳以上」が6人と、「18～64歳」が7割以上を占めています。平成28年度以降の推移をみると、「18～64歳」の増加が目立ち、平成28年度からの4年間で2倍以上に増加しています。

■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

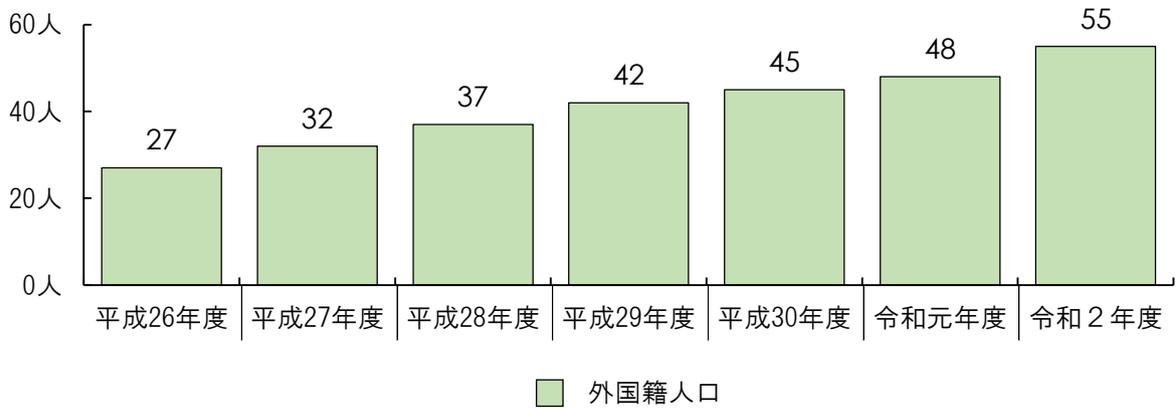


資料：「福祉行政報告例」（3月31日時点）

令和2年度の等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が5人、「2級」が18人、「3級」が3人と、「2級」が約7割を占めています。平成28年度以降の推移をみると、いずれの等級も少しずつ増加傾向にあります。

(5) 外国籍人口・生活困窮者に関する統計

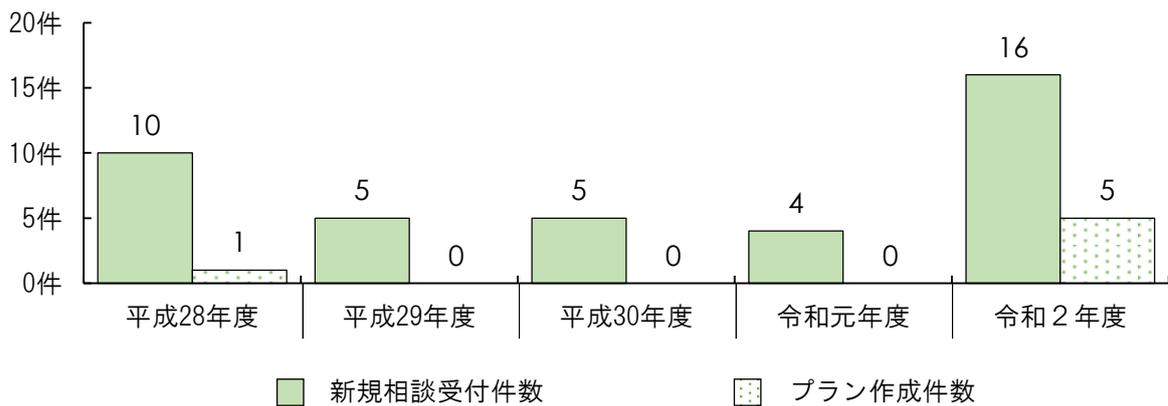
■外国籍人口



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（1月1日時点）

令和2年度の外国籍人口は、55人となっています。平成26年度以降の推移をみると、増加傾向にあり、毎年度3～7人増加しています。

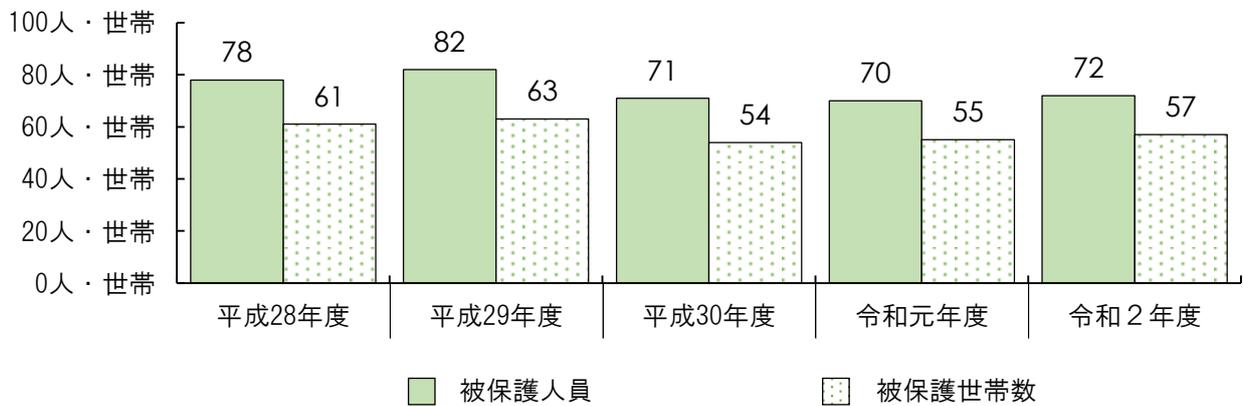
■生活困窮者自立支援制度の新規相談受付件数、プラン作成件数



資料：社会福祉協議会調べ（3月31日時点）

令和2年度の生活困窮者自立支援制度の新規相談受付件数は16件、プラン作成件数は5件となっています。平成28年度以降の推移をみると、令和元年度までは新規相談受付件数、プラン作成件数ともに減少傾向にあったものの、令和2年度にはいずれも増加しています。

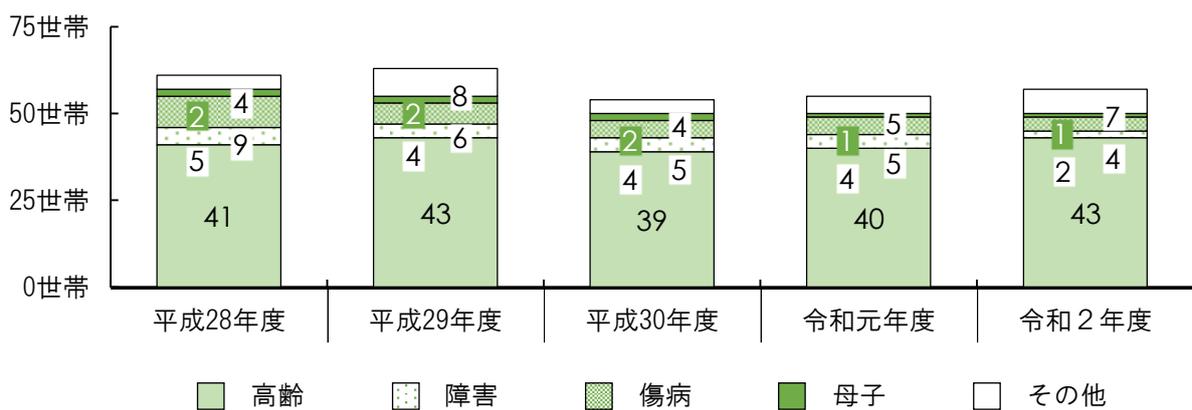
■生活保護の被保護人員、被保護世帯数



資料：「被保護者調査」（3月31日時点）

令和2年度の生活保護の被保護人員は72人、被保護世帯数は57世帯となっています。平成28年度以降の推移をみると、平成30年度以降は被保護人員70～72人、被保護世帯数54～57世帯とほぼ横ばいで、平成29年度以前よりは減少しています。

■理由別 生活保護受給世帯数

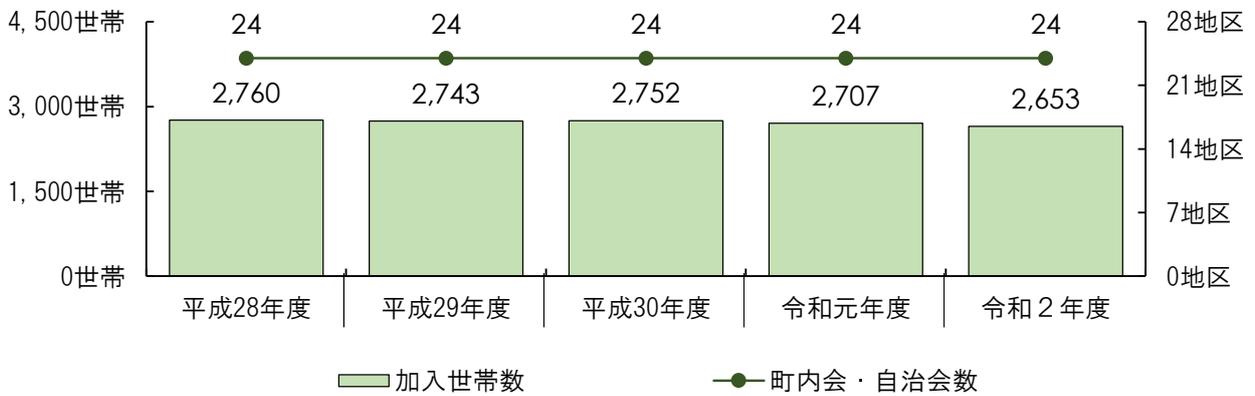


資料：「被保護者調査」（3月31日時点）

令和2年度の理由別 生活保護受給世帯数は、「高齢」が43世帯、「障害」が2世帯、「傷病」が4世帯、「母子」が1世帯、「その他」が7世帯となっています。平成28年度以降の推移をみると、「高齢」が大半を占める傾向が続いています。全生活保護受給世帯数に占める割合は上昇傾向にあり、令和2年度で75.4%に達しています。また、「障害」、「傷病」、「母子」は少しずつ減少傾向にあります。

(6) 地域活動等に関する統計

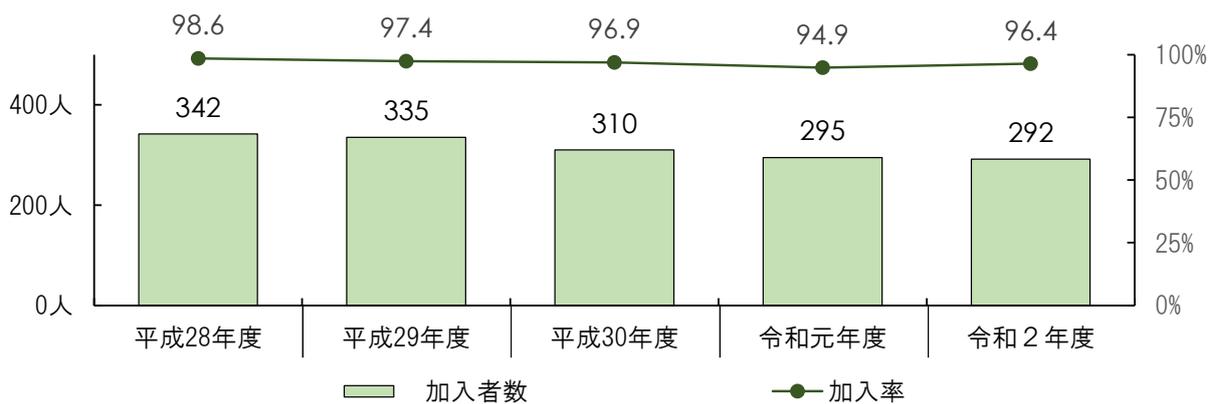
■自治会の加入世帯数、町内会・自治会数



資料：健康福祉課調べ（3月31日時点）

令和2年度の自治会の加入世帯数は2,653世帯、町内会・自治会数は24地区となっています。平成28年度以降の推移をみると、町内会・自治会数は変わらないものの、加入世帯数は減少傾向にあります。

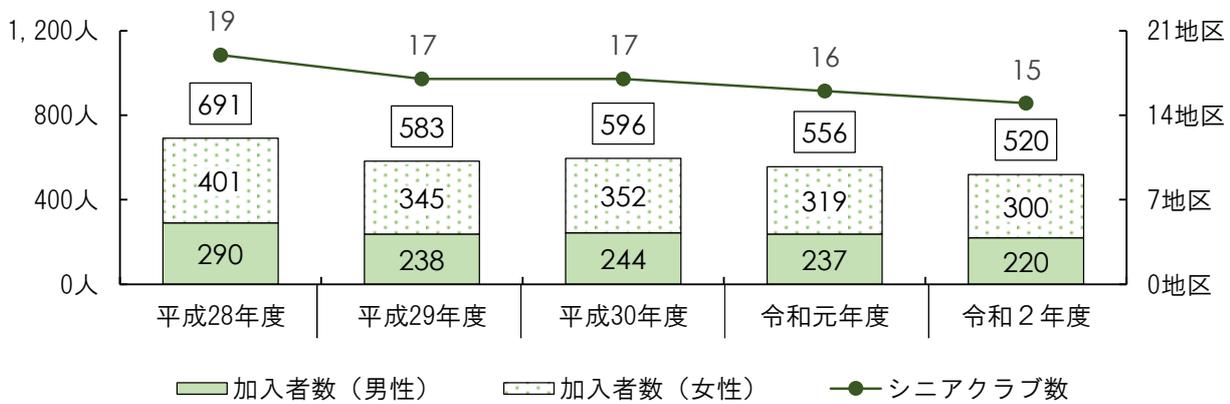
■子ども会の加入者数、加入率



資料：社会福祉協議会調べ（3月31日時点）  
加入率は学校基本調査の児童数で算出

令和2年度の子ども会の加入者数は292人、加入率は96.4%となっています。平成28年度以降の推移をみると、児童数の減少に伴って、加入者数は減少しています。加入率は令和2年度にわずかに増加していますが、全体的には少しずつ減少傾向にあります。

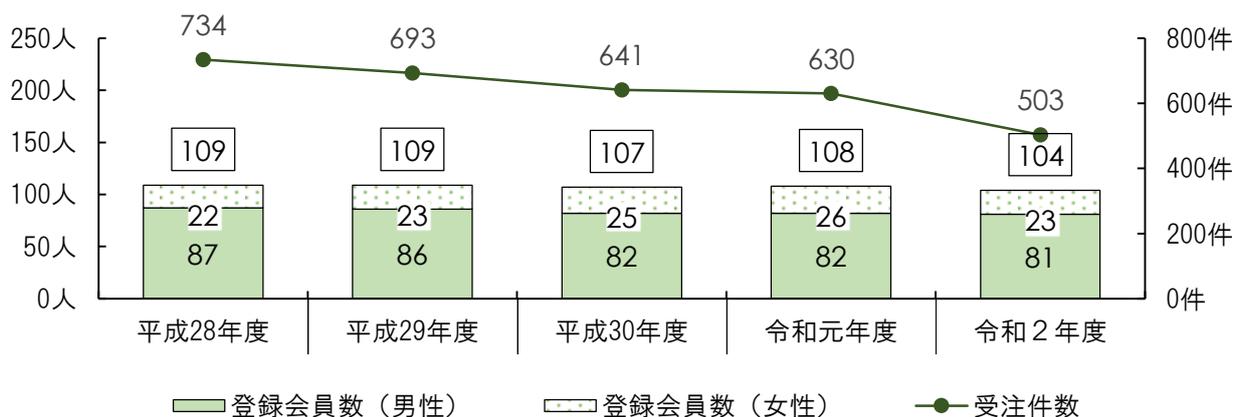
■シニアクラブの加入者数、シニアクラブ数



資料：社会福祉協議会調べ（3月31日時点）

令和2年度のシニアクラブの加入者数は520人で、内訳は「男性」が220人、「女性」が300人と、「女性」の方が多くなっています。また、シニアクラブ数は15地区となっています。平成28年度以降の推移をみると、加入者数は「男性」、「女性」ともに減少傾向にあり、それに伴ってシニアクラブ数も減少しています。

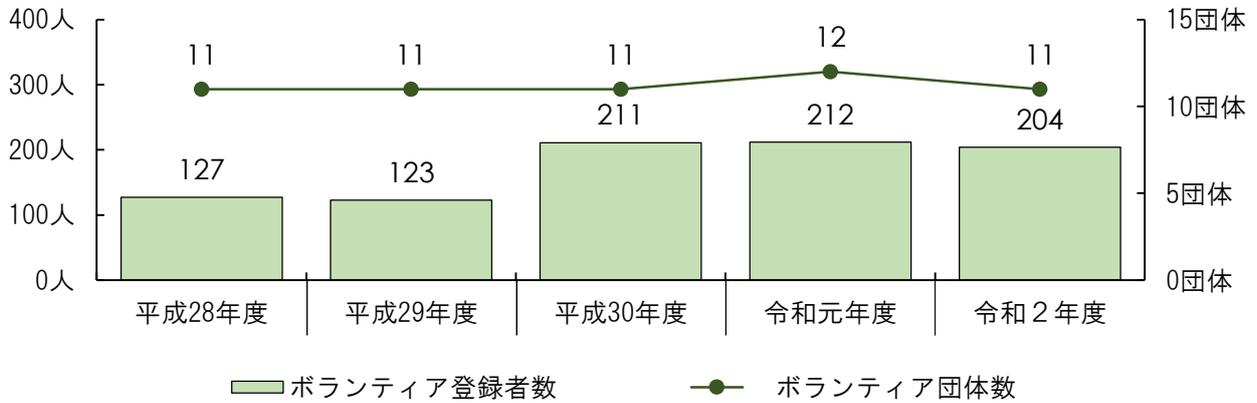
■シルバー人材センターの登録会員数、受案件数



資料：シルバー人材センター調べ（3月31日時点）

令和2年度のシルバー人材センターの登録会員数は104人で、内訳は「男性」が81人、「女性」が23人と、「男性」が8割近くを占めています。また、受案件数は503件となっています。平成28年度以降の推移をみると、登録会員数は107人前後で推移することが多く、性別による人数の変化はそれほど大きくありません。一方で、受案件数は減少傾向にあり、特に令和2年度には大きく減少しています。

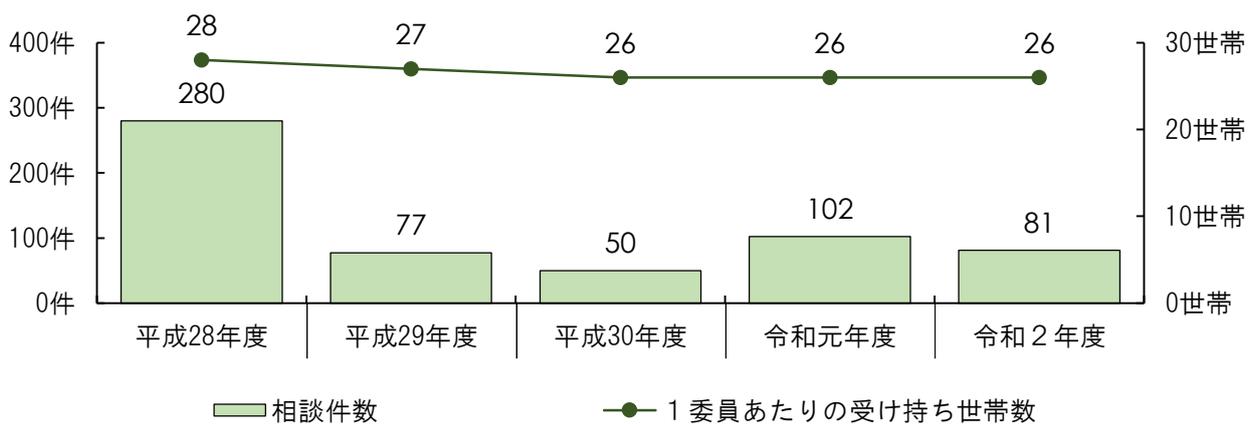
■ ボランティア登録者数、ボランティア団体数



資料：社会福祉協議会調べ（3月31日時点）

令和2年度のボランティア登録者数は204人、ボランティア団体数は11団体となっています。平成28年度以降の推移をみると、ボランティア登録者数は平成30年度に大きく増加し、その後は200人台で推移しています。また、ボランティア登録者数の増加を受けて、令和元年度にボランティア団体数も増加したものの、翌年度には減少しています。

■ 民生委員児童委員による相談件数、1委員あたりの受け持ち世帯数



資料：社会福祉協議会調べ（3月31日時点）

令和2年度の民生委員児童委員による相談件数は81件、民生委員児童委員1委員あたりの受け持ち世帯数は26世帯となっています。平成28年度以降の推移をみると、平成28年度には相談件数が非常に多かったものの、平成29年度以降は100件未満で推移することが多くなっています。また、民生委員児童委員の人数は28人で変わらないため、一般世帯数がゆるやかに減少していることに伴い、1委員あたりの受け持ち世帯数も少しずつ減少しています。

## ■福祉活動

行事名	参加者	実施年度	参加人数	開催回数	内容
ボランティア講座	中学生	平成30年度	41	年1回	夏休みを利用して福祉施設でボランティア体験。
		令和2年度	12	年1回	
障害者社会学級	障がいのある人	平成30年度	71	年3回	障がいのある人の社会参加を促進し、生きがいを高め、心身のリフレッシュを図る。
		令和2年度	40	年2回	
一人暮らし昼食交流会	70歳以上のひとり暮らし高齢者	平成30年度	99	年6回	仲間と食事をしながら楽しく過ごしてもらおう昼食交流会。
		令和2年度	56	年3回	
男性料理教室	60歳以上の男性	平成30年度	29	年2回	栄養バランスの大切さや料理を作る楽しさを学ぶとともに、親睦交流を目的とした料理教室。
声のたより発行	視覚障がいのある人	平成30年度	2	年12回	町広報「広報かわづ」等をCD等に録音し、配布することで、情報提供する。

資料：社会福祉協議会調べ

※平成30年度：新型コロナウイルス感染症の影響がない直近の年度、

令和2年度：新型コロナウイルス感染症の影響がある直近の年度として、この2か年度分の活動を掲載しています。

※表内の活動は、すべて社会福祉協議会が主催しています。

## 2 アンケート調査結果にみる現状

今回の計画の見直しにあたり、住民を対象とした地域福祉への関心や考え等についてのアンケート調査を行いました。本計画においては、本町の課題や今後の取り組みに係わる調査結果を抜粋して掲載しています。

### (1) 調査概要

#### ① 調査の方法

対象者：本町在住の18歳以上の男女1,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年7月15日～令和3年8月25日

#### ② 調査の項目

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 1. 回答者の属性                | 2. 福祉への関心、意識について   |
| 3. お住まいの地域について           | 4. 地域福祉や福祉サービスについて |
| 5. 社会福祉協議会、民生委員児童委員について  | 6. ボランティア活動等について   |
| 7. 成年後見制度について            | 8. 災害時の助け合いについて    |
| 9. 生活困窮者、孤立問題・ひきこもりについて  | 10. 自殺対策について       |
| 11. まちづくりや福祉施策に関することについて |                    |

#### ③ 回収状況

対象者数	有効回収数	有効回収率
1,000人	443通	44.3%

#### ④ 回答者の属性

##### ■ 性別 上段：人 下段：%

調査数	男性	女性	その他	回答したくない	無回答
443	201	236	1	3	2
100.0	45.4	53.3	0.2	0.7	0.5

\*アンケート調査結果をみる際の注意事項

百分率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

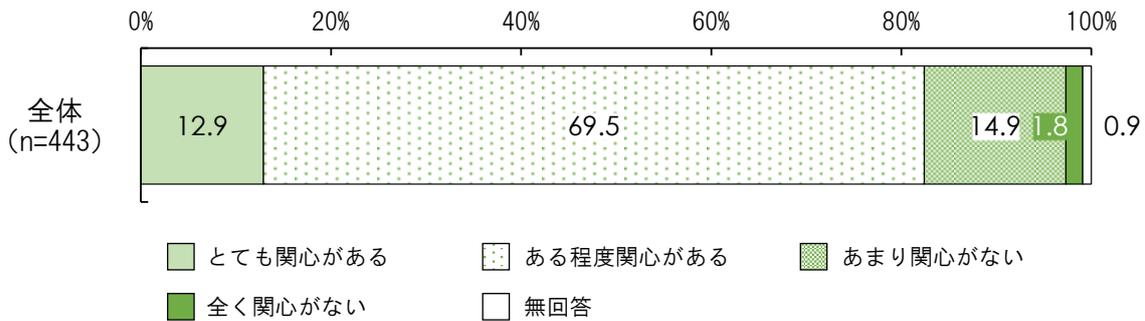
##### ■ 年齢 上段：人 下段：%

調査数	18・19歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	無回答
443	8	14	25	47	69	85	158	31	6
100.0	1.8	3.2	5.6	10.6	15.6	19.2	35.7	7.0	1.4

## (2) 調査結果

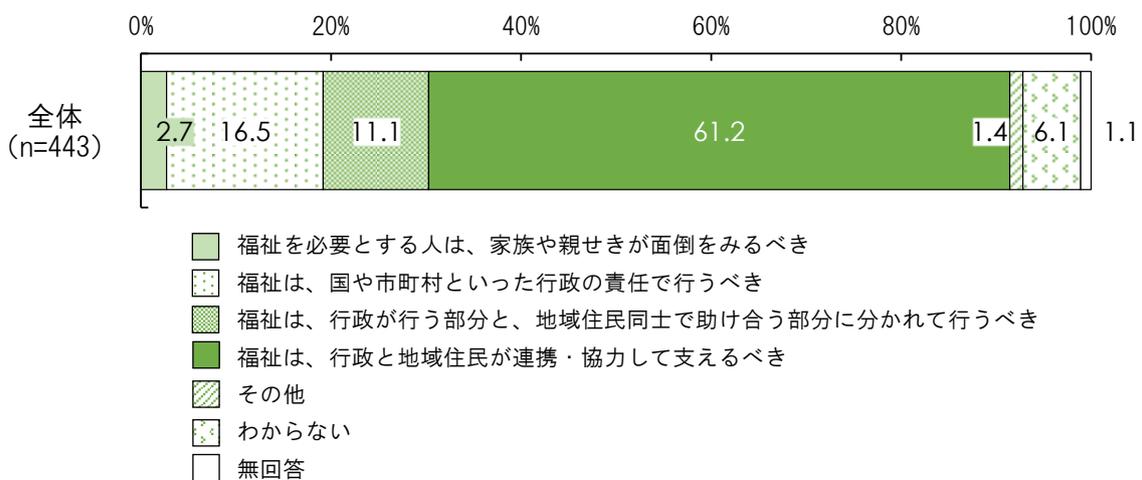
### ① 福祉への関心、意識について

問 あなたは、「福祉」に関心がありますか。



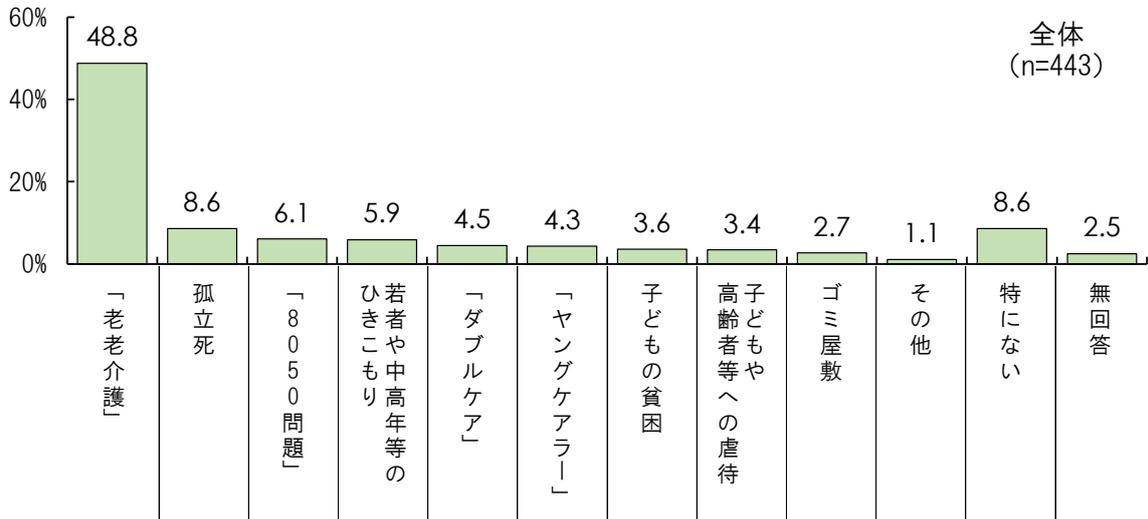
『福祉』への関心は、「ある程度関心がある」が69.5%と最も多く、次いで「あまり関心がない」が14.9%、「とても関心がある」が12.9%などとなっています。また、『関心がある』（とても関心がある＋ある程度関心がある）は82.4%、『関心がない』（全く関心がない＋あまり関心がない）は16.7%となっています。

問 あなたは、「福祉」はどうあるべきだと思いますか。



『福祉』のあり方は、「福祉は、行政と地域住民が連携・協力して支えるべき」が61.2%と最も多く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」が16.5%、「福祉は、行政が行う部分と、地域住民同士で助け合う部分に分かれて行うべき」が11.1%などとなっています。

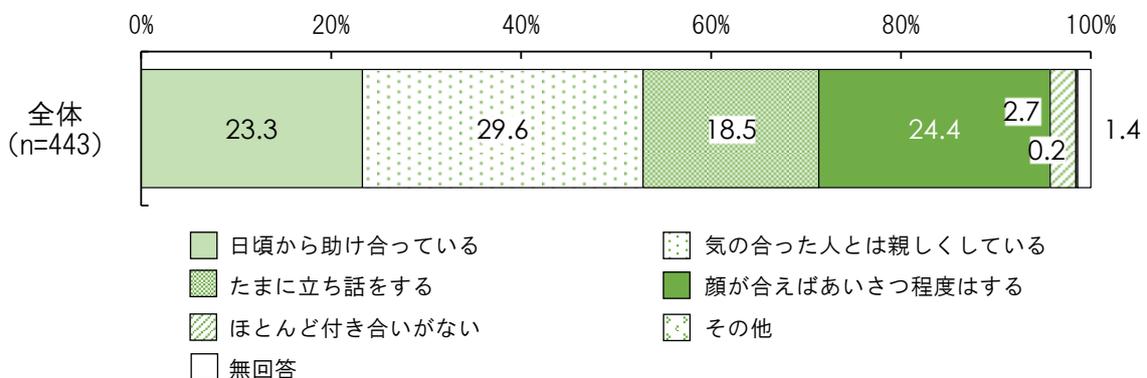
問 あなたが最も関心のある地域福祉に関するニュースはどれですか。



最も関心のある地域福祉に関するニュースは、『老老介護』が48.8%と最も多く、次いで『孤立死』、『特になし』がそれぞれ8.6%、『8050問題』が6.1%などとなっています。

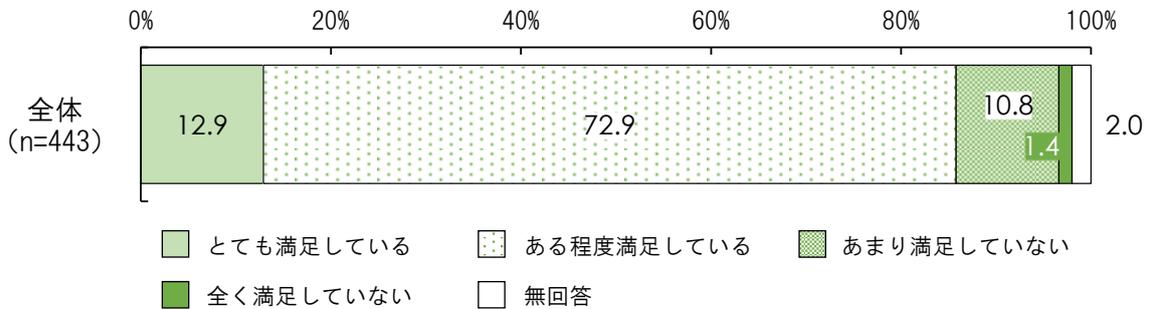
② お住まいの地域について

問 あなたと近所の人との付き合いは、どの程度ですか。



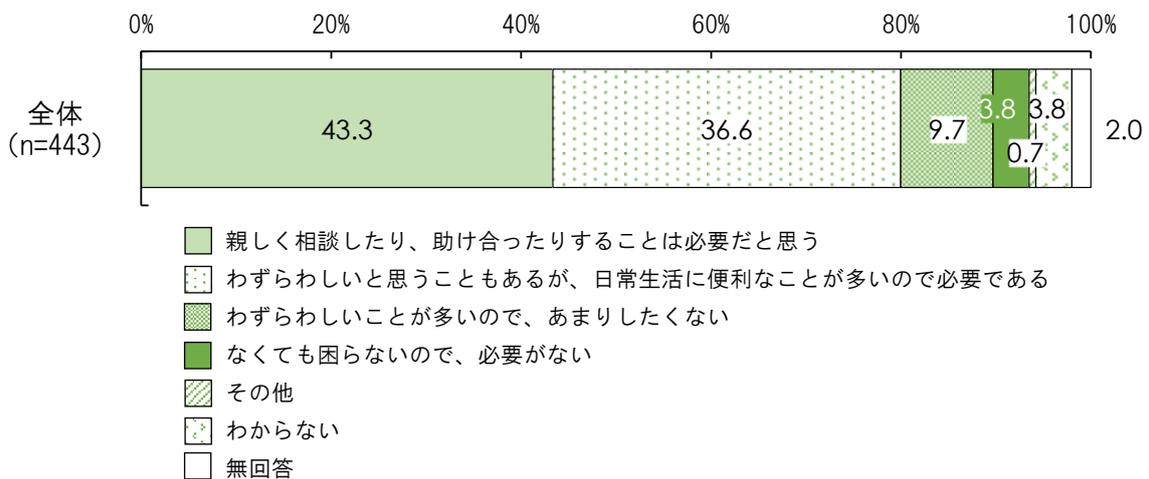
近所付き合いの程度は、『気の合った人とは親しくしている』が29.6%と最も多く、次いで『顔が合えばあいさつ程度はする』が24.4%、『日頃から助け合っている』が23.3%などとなっています。

問 あなたは、今の近所付き合いに満足していますか。



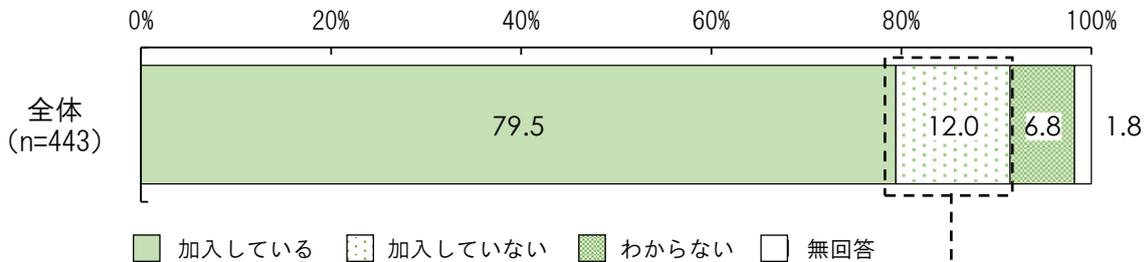
近所付き合いの満足状況は、「ある程度満足している」が72.9%と最も多く、次いで「とても満足している」が12.9%、「あまり満足していない」が10.8%などとなっています。また、『満足している』（とても満足している＋ある程度満足している）は85.8%、『満足していない』（全く満足していない＋あまり満足していない）は12.2%となっています。

問 近所付き合いについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



近所付き合いについての考えは、「親しく相談したり、助け合ったりすることは必要だと思う」が43.3%と最も多く、次いで「わずらわしいと思うこともあるが、日常生活に便利なことが多いので必要である」が36.6%、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が9.7%などとなっています。

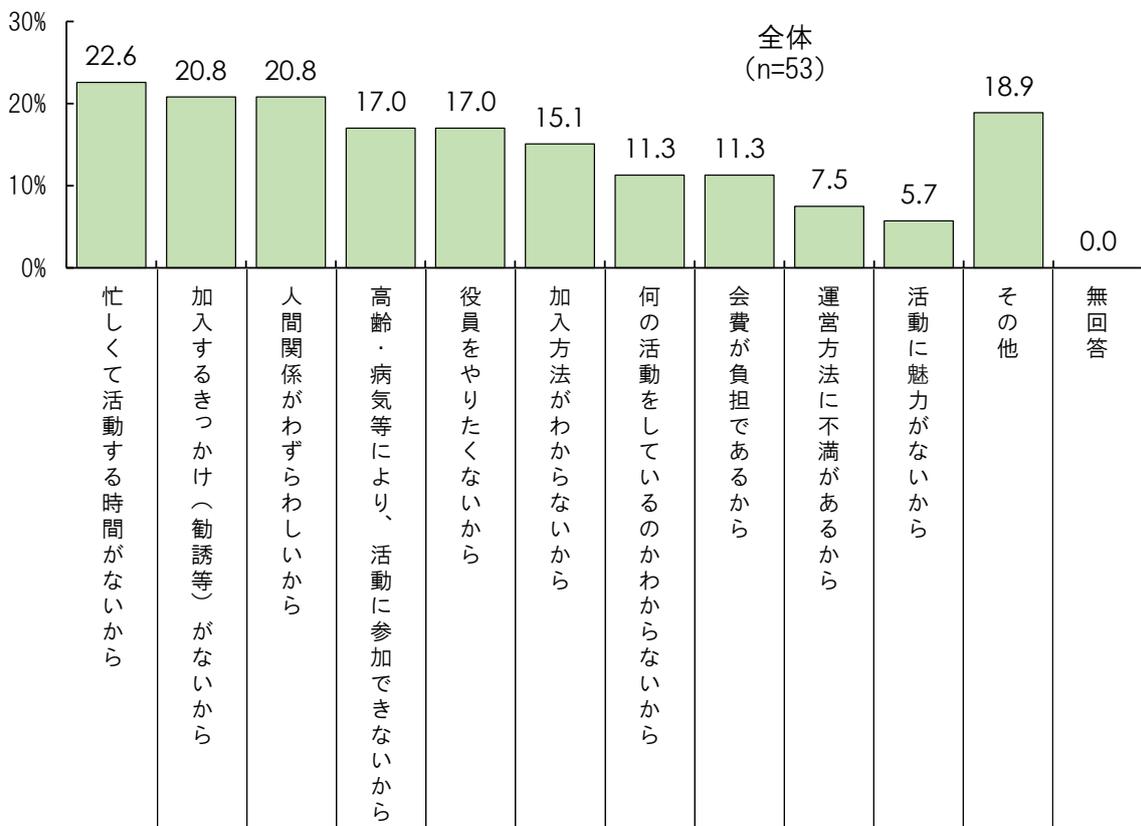
問 あなたの世帯は自治会に加入していますか。



自治会の加入状況は、「加入している」が79.5%と最も多く、次いで「加入していない」が12.0%、「わからない」が6.8%となっています。

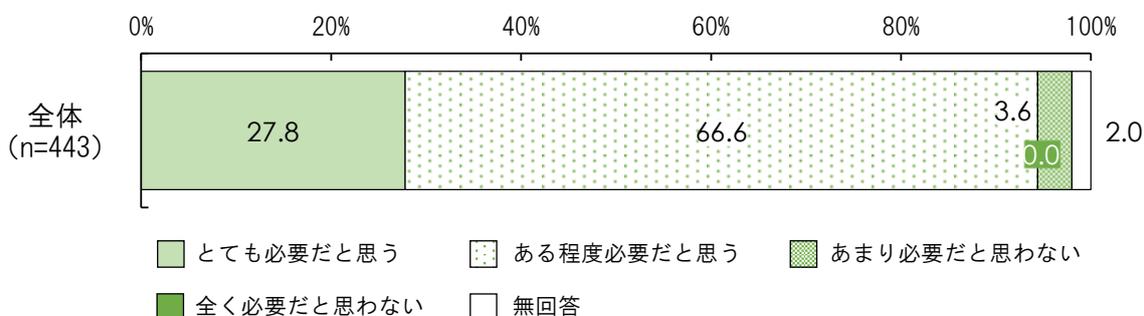
「加入していない」と回答した人のみ

問 あなたの世帯が、自治会に加入していない理由は何ですか。(複数回答可能)



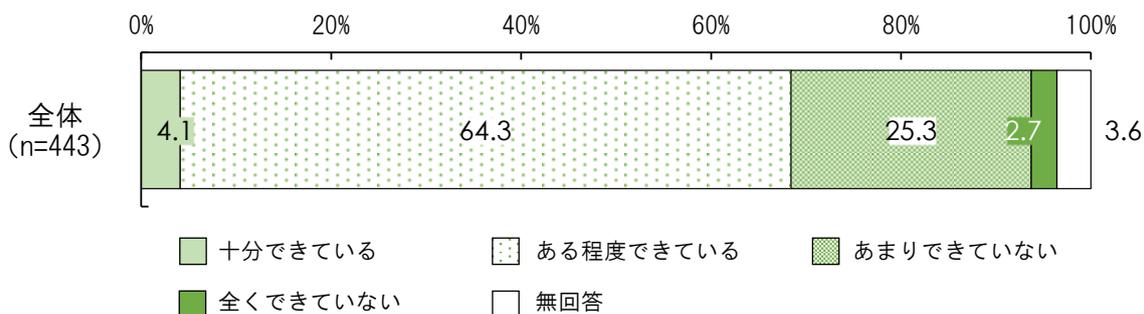
自治会に加入していない理由は、「忙しくて活動する時間がないから」が22.6%と最も多く、次いで「加入するきっかけ(勧誘等)がないから」、「人間関係がわずらわしいから」がそれぞれ20.8%、「その他」が18.9%などとなっています。

問 あなたは、地域の福祉課題への対応としての地域住民相互の支え合い・助け合いについて、どのように思いますか。



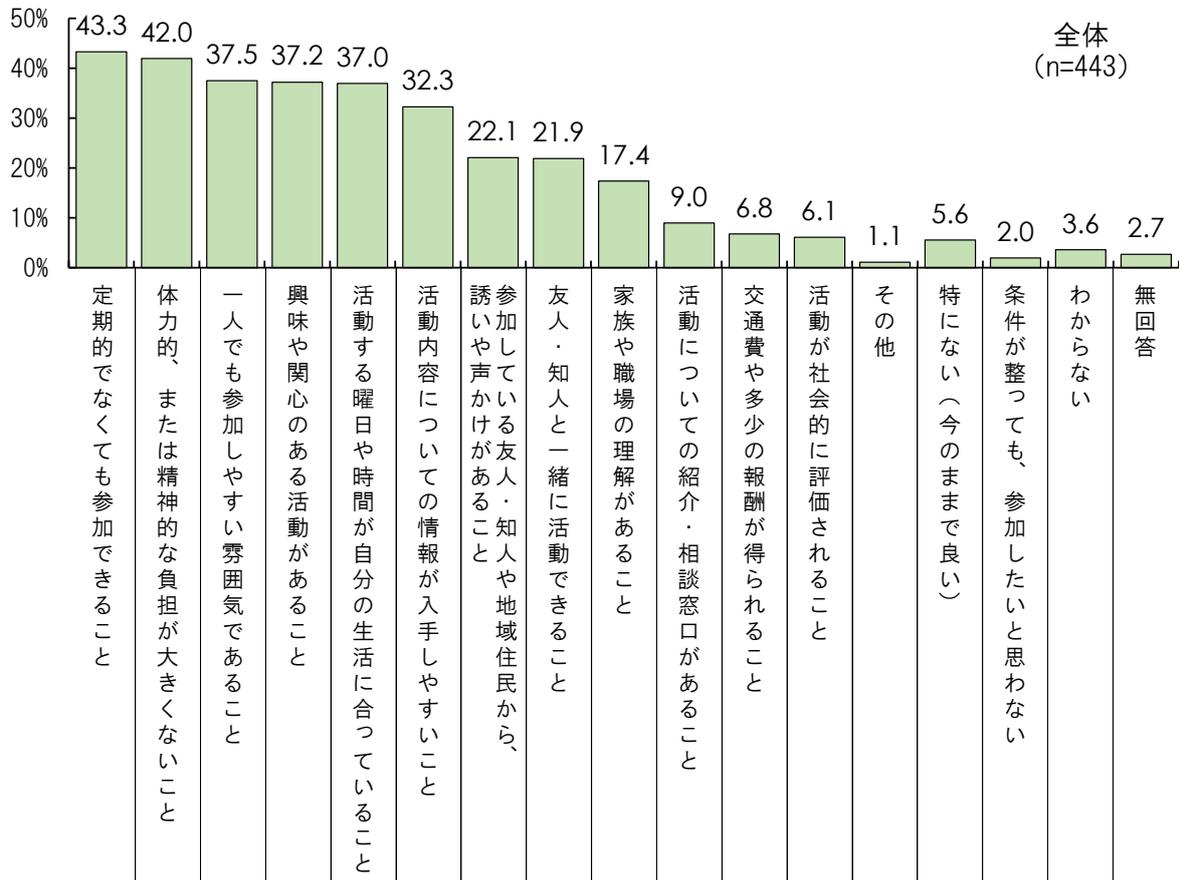
地域の福祉課題への対応としての地域住民相互の支え合い・助け合いは、「ある程度必要だと思う」が66.6%と最も多く、次いで「とても必要だと思う」が27.8%、「あまり必要だと思わない」が3.6%となっています。また、『必要だと思う』（とても必要だと思う＋ある程度必要だと思う）は94.4%、『必要だと思わない』（全く必要だと思わない＋あまり必要だと思わない）は3.6%となっています。

問 あなたの住んでいる地域は、お互いに支え合う体制ができていますか。



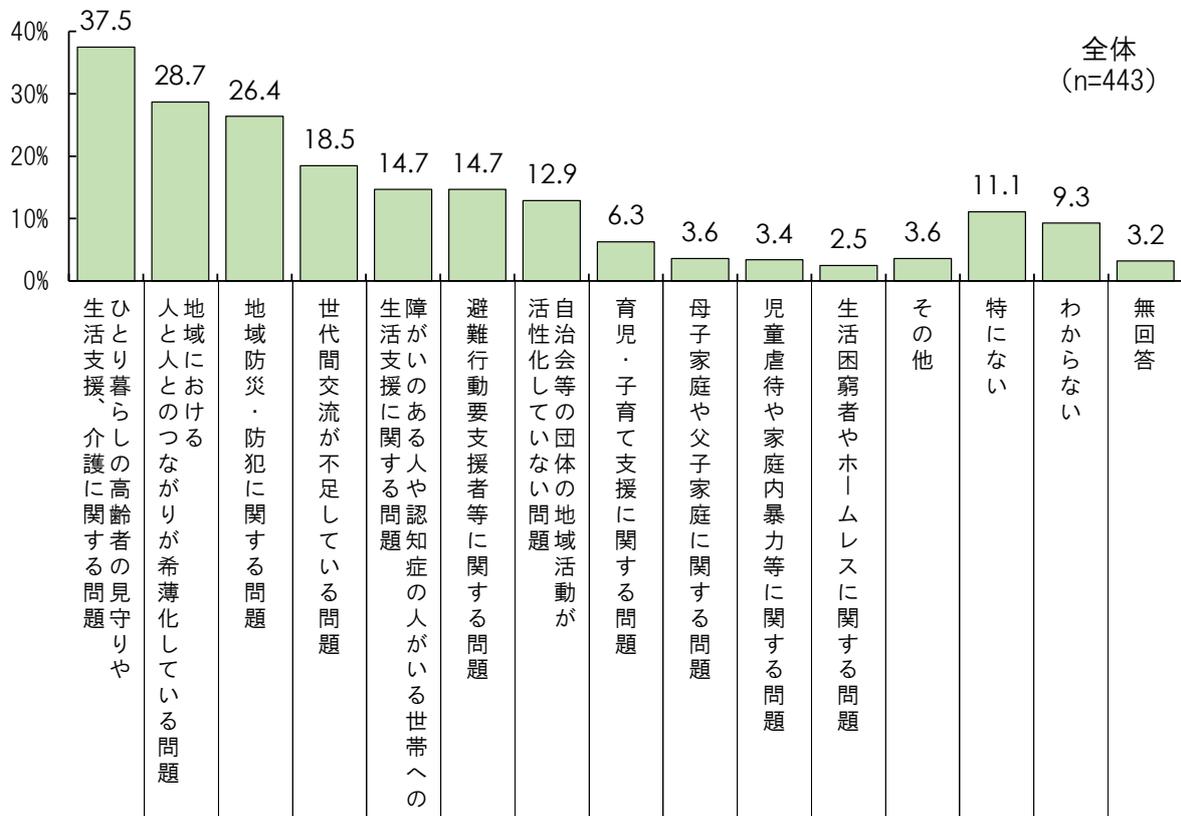
居住地域はお互いに支え合う体制ができているかは、「ある程度できている」が64.3%と最も多く、次いで「あまりできていない」が25.3%、「十分できている」が4.1%などとなっています。また、『できている』（十分できている＋ある程度できている）は68.4%、『できていない』（全くできていない＋あまりできていない）は28.0%となっています。

問 あなたは、どのような条件が整えば地域活動や福祉活動に参加しやすくなると思いますか。(複数回答可能)



地域活動や福祉活動に参加しやすくなる条件は、「定期的でなくても参加できること」が43.3%と最も多く、次いで「体力的、または精神的な負担が大きくないこと」が42.0%、「一人でも参加しやすい雰囲気であること」が37.5%などとなっています。

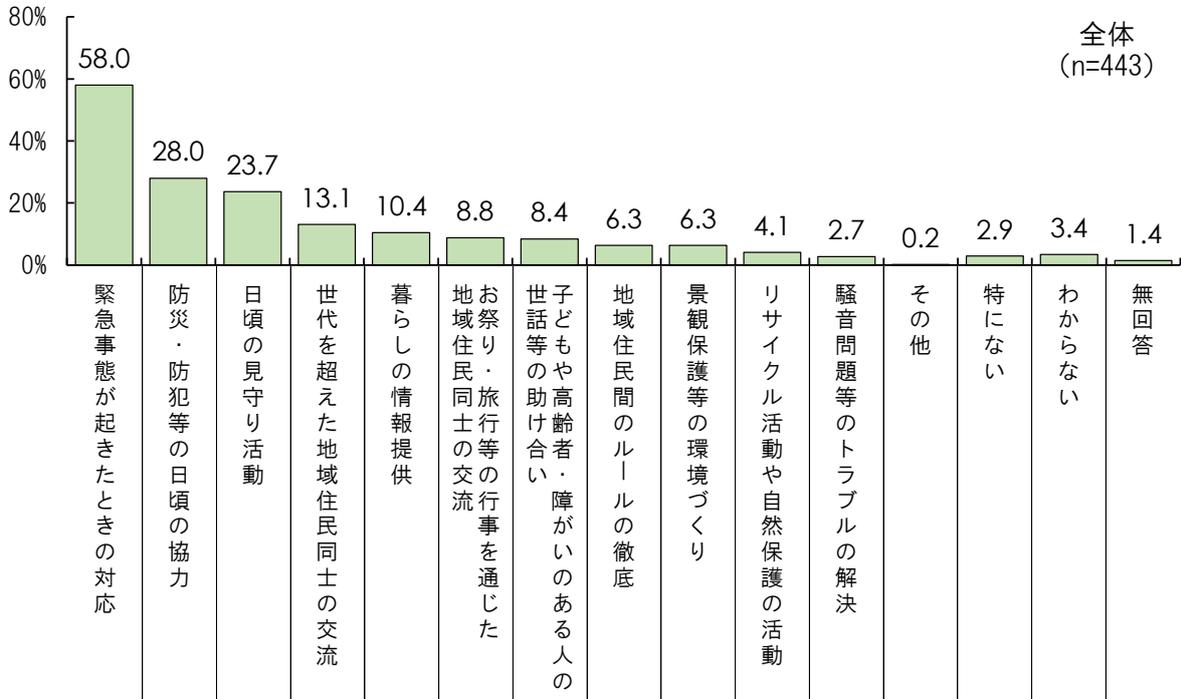
問 あなたがお住まいの地域やその周辺では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると思いますか。(複数回答可能)



居住地域やその周辺において安心して生活していく上での問題や課題は、「ひとり暮らしの高齢者の見守りや生活支援、介護に関する問題」が37.5%と最も多く、次いで「地域における人と人とのつながりが希薄化している問題」が28.7%、「地域防災・防犯に関する問題」が26.4%などとなっています。

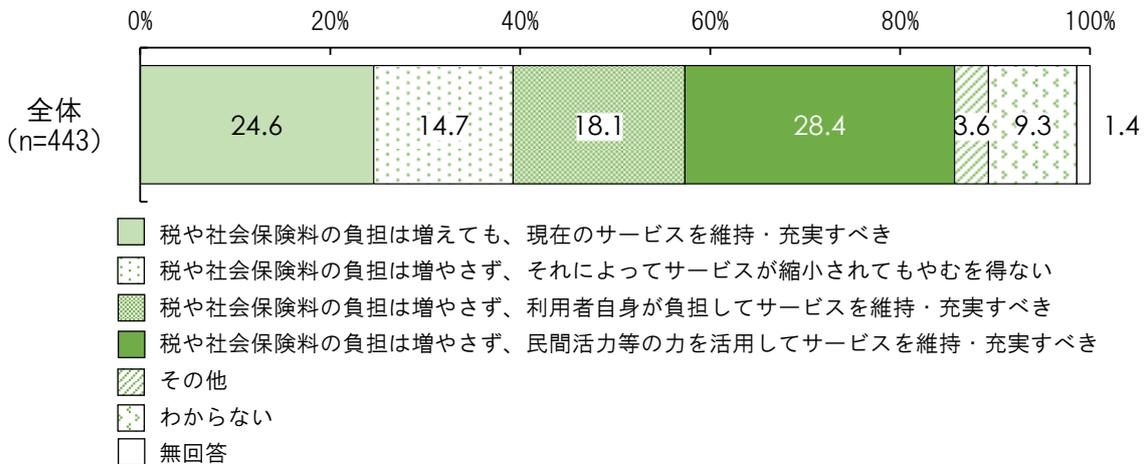
③ 地域福祉や福祉サービスについて

問 あなたは、地域社会の役割としてどのようなことを期待しますか。  
(複数回答可能：2つまで)



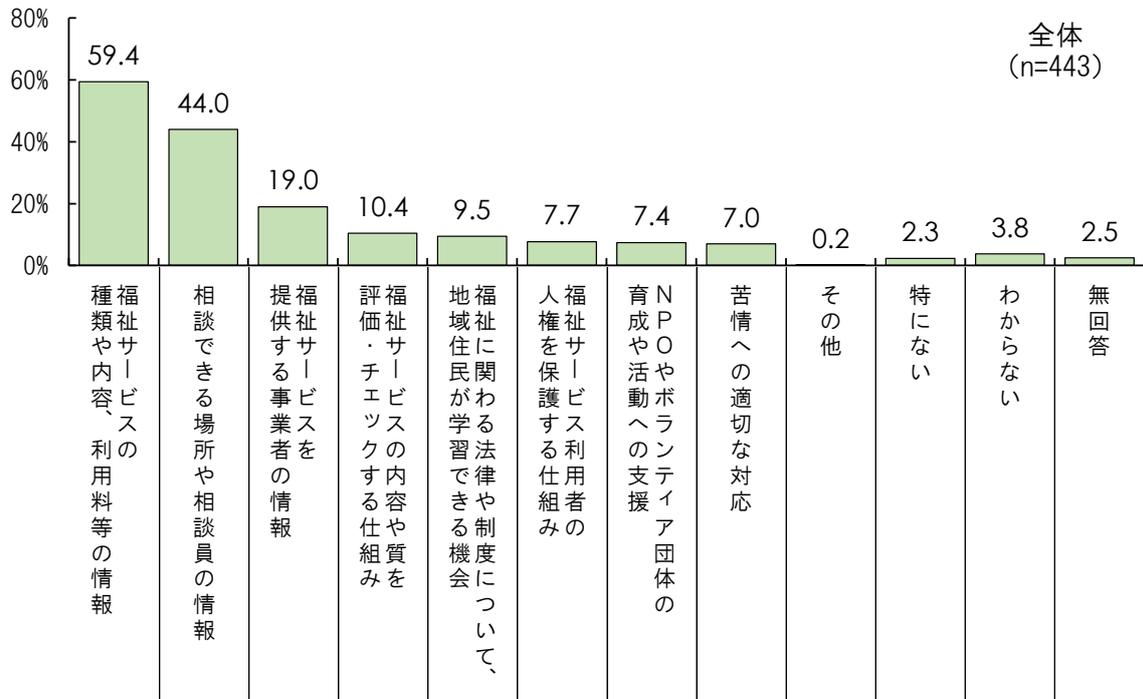
期待する地域社会の役割は、「緊急事態が起きたときの対応」が 58.0%と最も多く、次いで「防災・防犯等の日頃の協力」が 28.0%、「日頃の見守り活動」が 23.7%などとなっています。

問 今後、人口減少や少子化、高齢化の進展に伴い、税収が減少すると考えられます。これによって、河津町による現在の福祉サービス水準の維持が難しくなった場合の福祉サービスのあり方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



現在の水準の維持が難しくなった場合の福祉サービスのあり方についての考えは、「税や社会保険料の負担は増やさず、民間活力等を活用してサービスを維持・充実すべき」が 28.4%と最も多く、次いで「税や社会保険料の負担は増えても、現在のサービスを維持・充実すべき」が 24.6%、「税や社会保険料の負担は増やさず、利用者自身が負担してサービスを維持・充実すべき」が 18.1%などとなっています。

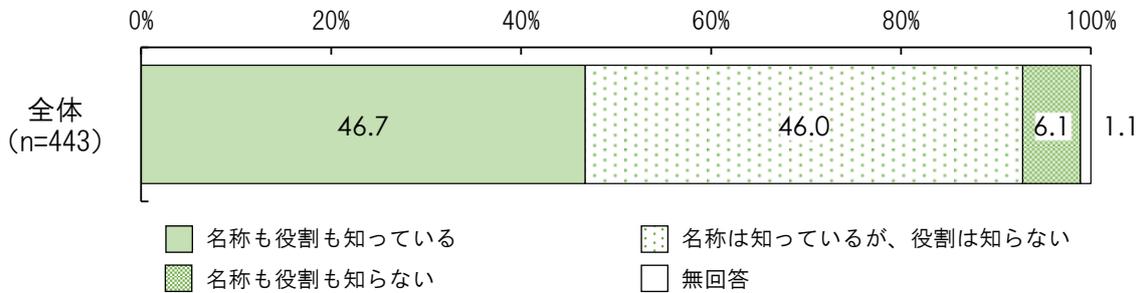
問 あなたは、福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、どのようなものが必要だと思いますか。(複数回答可能：2つまで)



福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要なものは、「福祉サービスの種類や内容、利用料等の情報」が 59.4%と最も多く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が 44.0%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が 19.0%などとなっています。

④ 社会福祉協議会、民生委員児童委員について

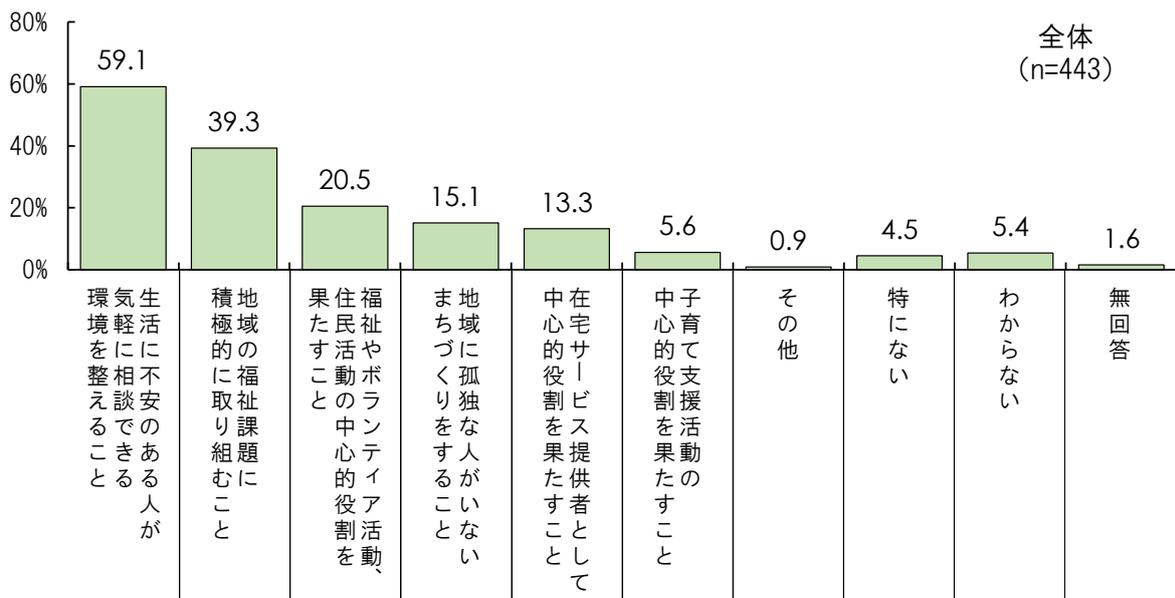
問 あなたは、河津町社会福祉協議会を知っていますか。



河津町社会福祉協議会の認知状況は、「名称も役割も知っている」が 46.7%と最も多く、次いで「名称は知っているが、役割は知らない」が 46.0%、「名称も役割も知らない」が 6.1%となっています。また、『名称を知っている』（名称も役割も知っている＋名称は知っているが、役割は知らない）は 92.7%となっています。

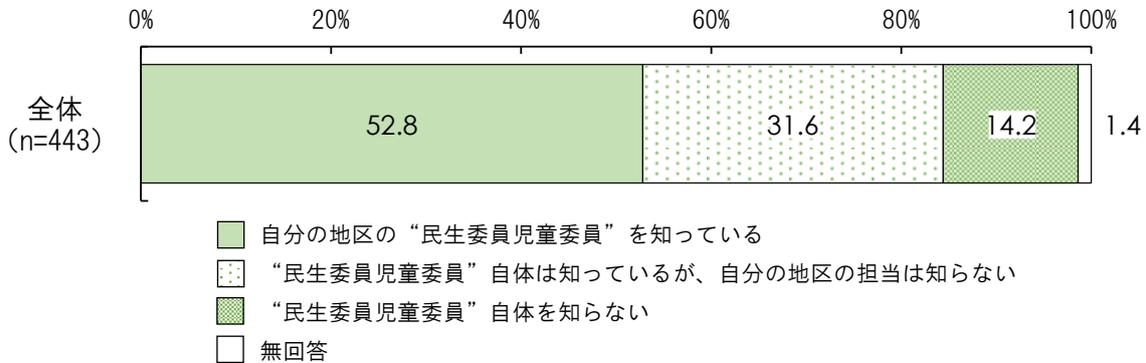
問 あなたは、河津町社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。

(複数回答可能：2つまで)



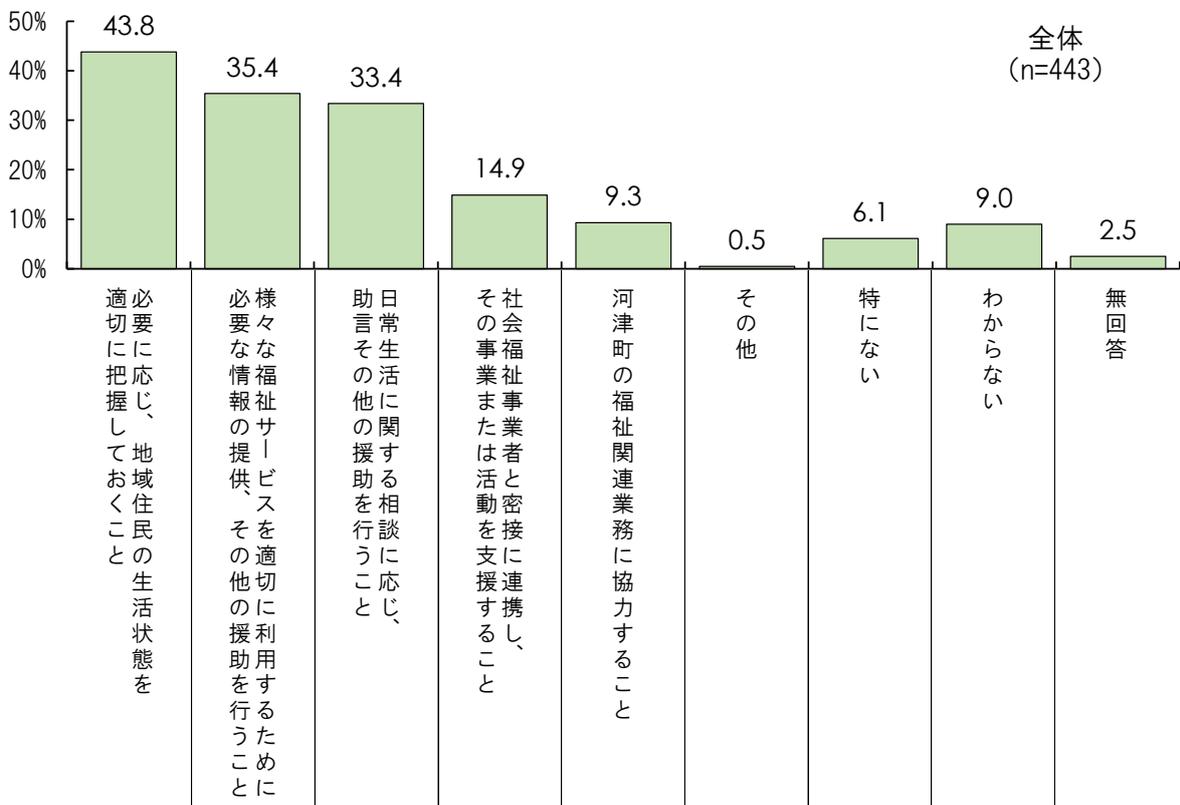
河津町社会福祉協議会に期待することは、「生活に不安のある人が気軽に相談できる環境を整えること」が 59.1%と最も多く、次いで「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」が 39.3%、「福祉やボランティア活動、住民活動の中心的役割を果たすこと」が 20.5%などとなっています。

問 あなたは、お住まいの地区を担当する民生委員児童委員を知っていますか。



居住地区を担当する民生委員児童委員の認知状況は、「自分の地区の“民生委員児童委員”を知っている」が52.8%と最も多く、次いで「“民生委員児童委員”自体は知っているが、自分の地区の担当は知らない」が31.6%、「“民生委員児童委員”自体を知らない」が14.2%となっています。また、『“民生委員児童委員”自体を知っている』（「自分の地区の“民生委員児童委員”を知っている」+「“民生委員児童委員”自体は知っているが、自分の地区の担当は知らない」）は84.4%となっています。

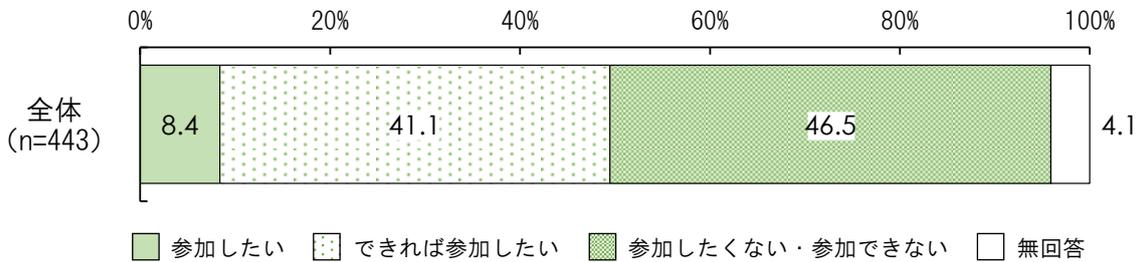
問 あなたは、民生委員児童委員にどのようなことを期待しますか。  
(複数回答可能：2つまで)



民生委員児童委員に期待することは、「適切に応じ、地域住民の生活状態を適切に把握しておくこと」が43.8%と最も多く、次いで「様々な福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと」が35.4%、「日常生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」が33.4%などとなっています。

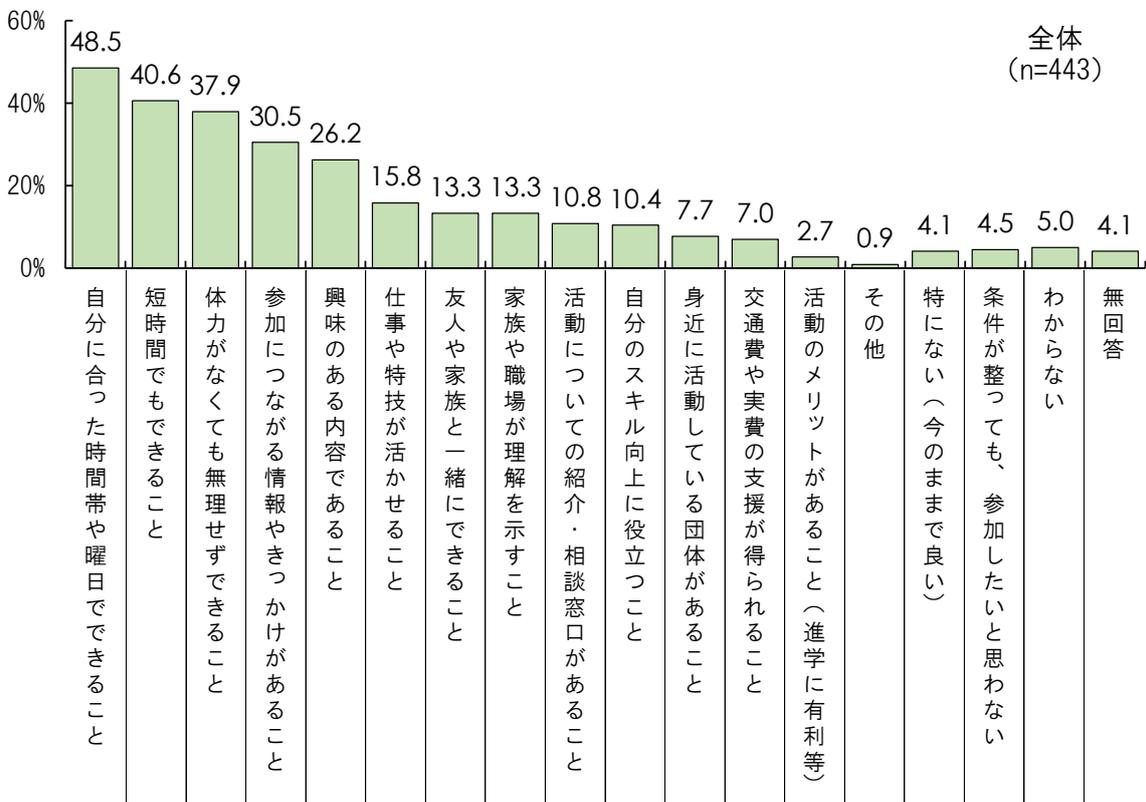
⑤ ボランティア活動等について

問 あなたは、今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。



ボランティア活動への参加意向は、「参加したくない・参加できない」が46.5%と最も多く、次いで「できれば参加したい」が41.1%、「参加したい」が8.4%となっています。また、『参加したい』（参加したい+できれば参加したい）は49.5%となっています。

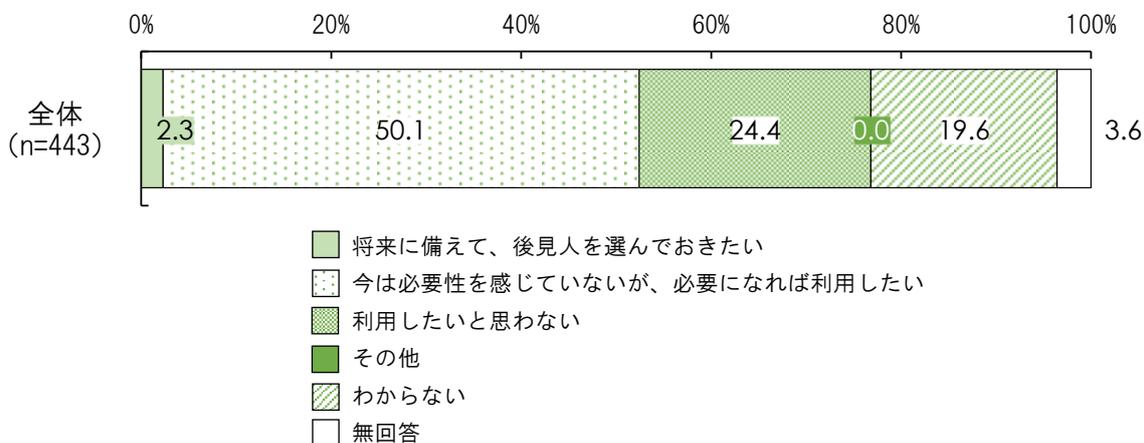
問 あなたは、どのような条件が整えばボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。（複数回答可能）



ボランティア活動に参加しやすくなる条件は、「自分に合った時間帯や曜日でできること」が48.5%と最も多く、次いで「短時間でもできること」が40.6%、「体力がなくても無理せずできること」が37.9%などとなっています。

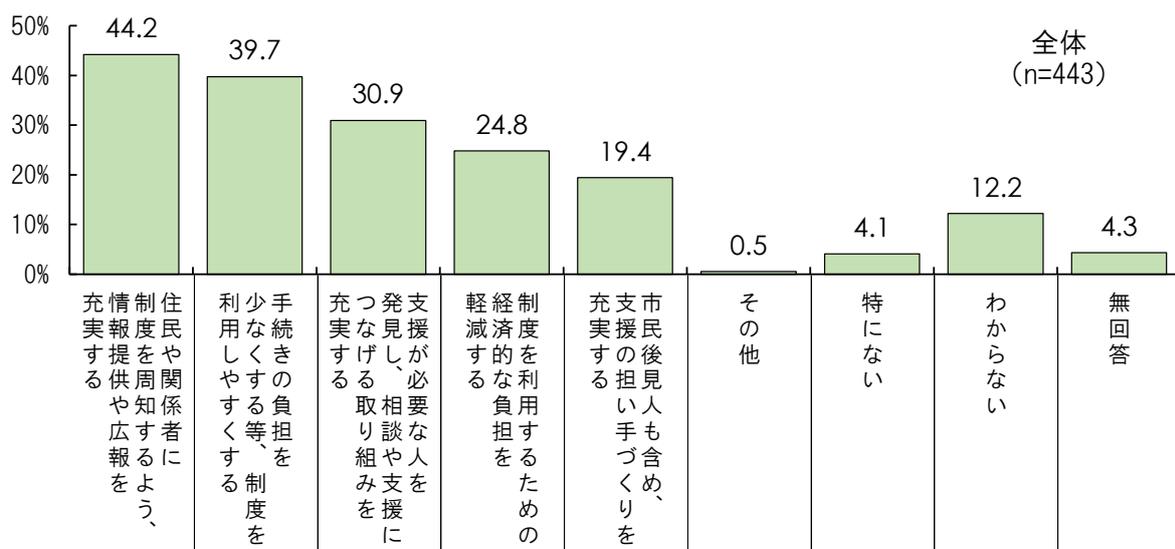
⑥ 成年後見制度について

問 あなたは、今後、成年後見制度を利用したいと思いますか。



成年後見制度の利用意向は、「今は必要性を感じていないが、必要になれば利用したい」が50.1%と最も多く、次いで「利用したいと思わない」が24.4%、「わからない」が19.6%などとなっています。

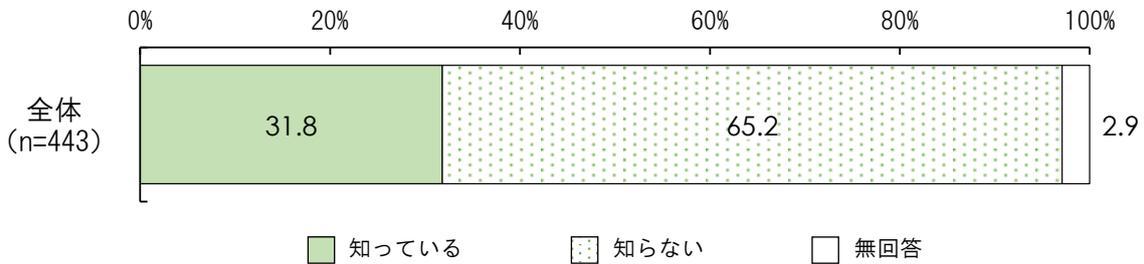
問 あなたは、成年後見制度の利用を促進するために、河津町はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。（複数回答可能）



成年後見制度の利用を促進するために河津町が行うべき取り組みは、「住民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」が44.2%と最も多く、次いで「手続きの負担を少なくする等、制度を利用しやすくする」が39.7%、「支援が必要な人を発見し、相談や支援につなげる取り組みを充実する」が30.9%などとなっています。

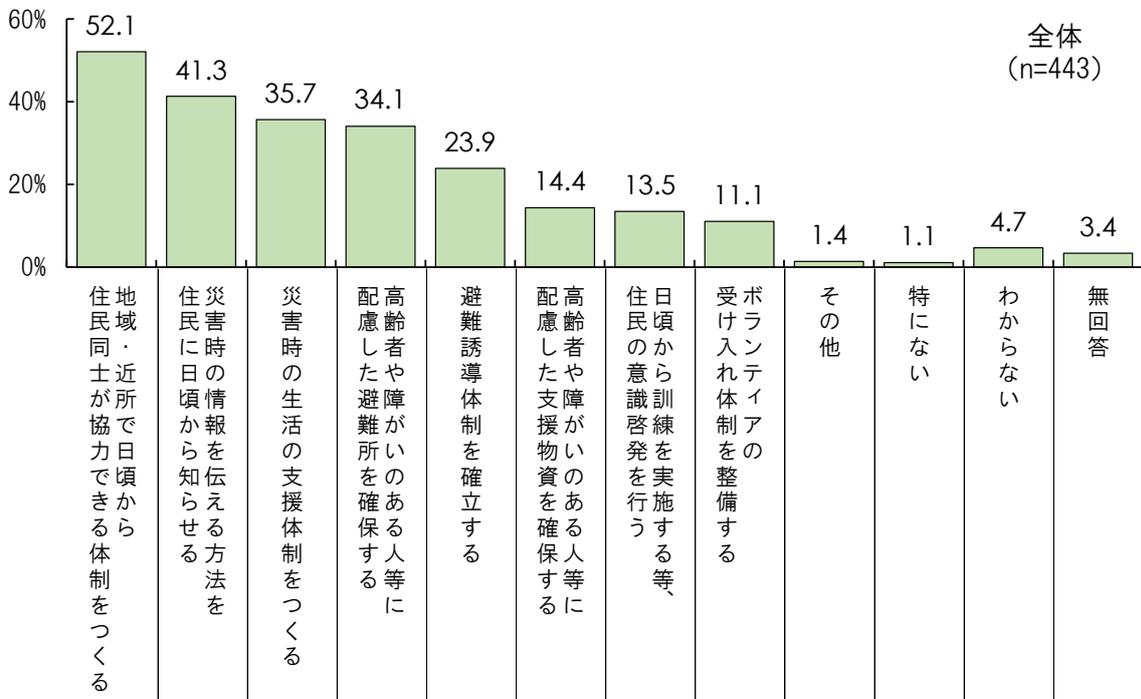
⑦ 災害時の助け合いについて

問 あなたは、避難行動要支援者支援制度を知っていますか。



避難行動要支援者支援制度の認知状況は、「知っている」が31.8%、「知らない」が65.2%となっています。

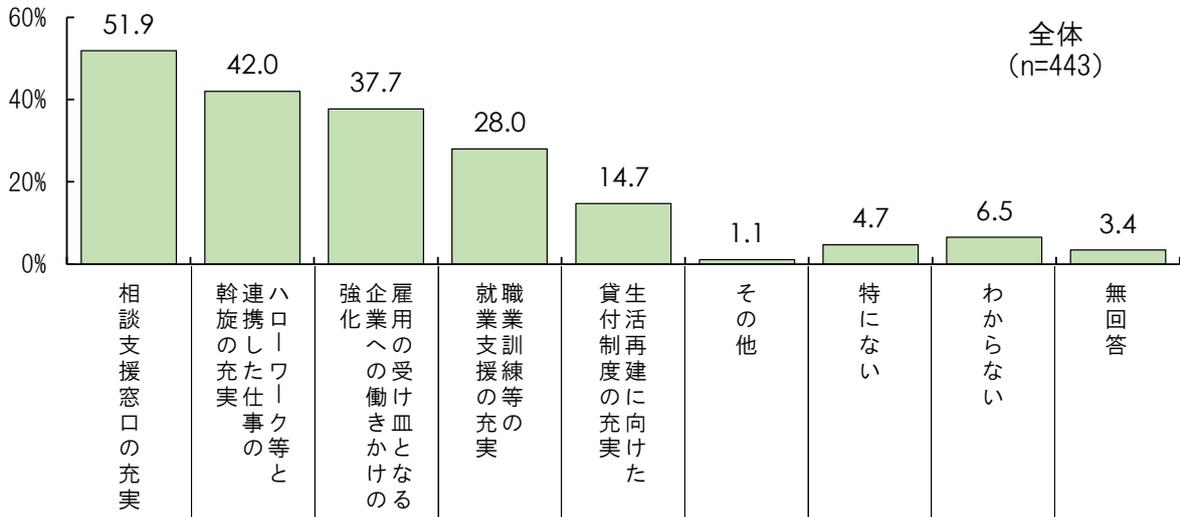
問 あなたは、高齢者や障がいのある人等の災害時に手助けを必要とする人への対策・備えとして、河津町はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。  
(複数回答可能：3つまで)



災害時に手助けを必要とする人への対策・備えとして河津町が行うべき取り組みは、「地域・近所の日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が52.1%と最も多く、次いで「災害時の情報を伝える方法を住民に日頃から知らせる」が41.3%、「災害時の生活の支援体制をつくる」が35.7%などとなっています。

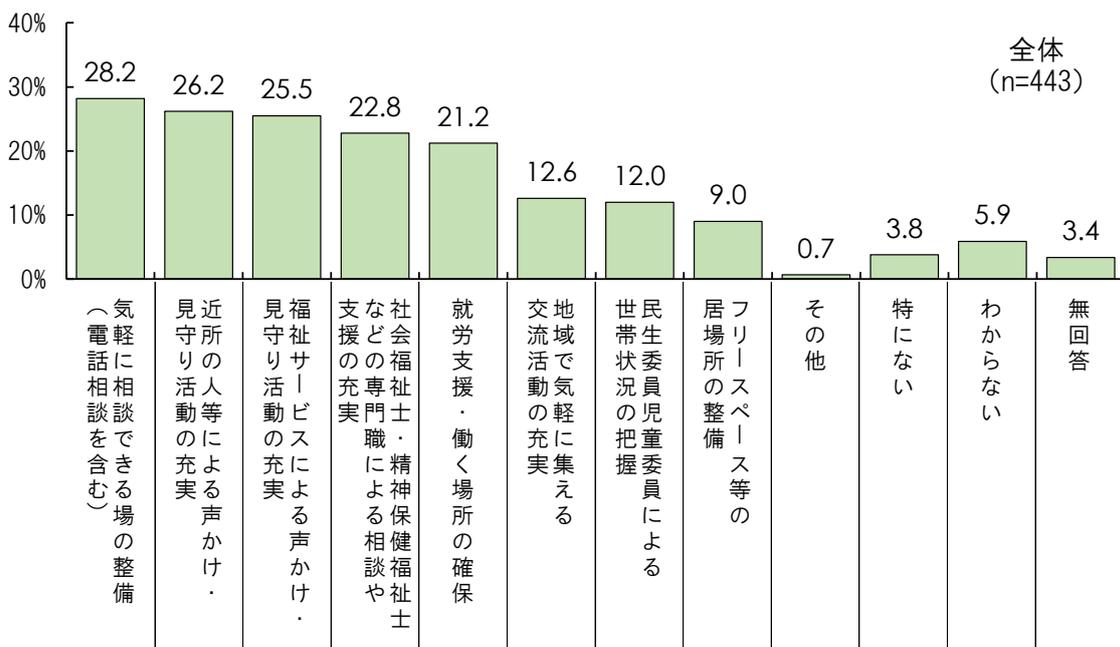
⑧ 生活困窮者、孤立問題・ひきこもりについて

問 あなたは、生活困窮者の自立支援のために、河津町はどのような支援を行うべきだと思いますか。（複数回答可能）



生活困窮者の自立支援のために河津町が行うべき支援は、「相談支援窓口の充実」が 51.9%と最も多く、次いで「ハローワーク等と連携した仕事の斡旋の充実」が 42.0%、「雇用の受け皿となる企業への働きかけの強化」が 37.7%などとなっています。

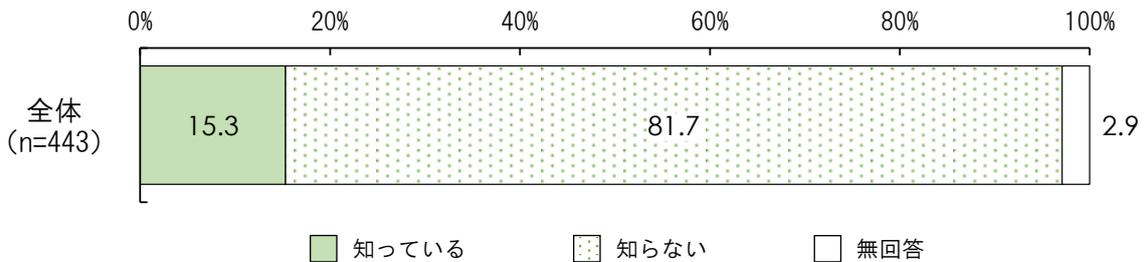
問 あなたは、地域や社会からの孤立やひきこもりを防ぐために、どのような取り組みが有効だと思いますか。（複数回答可能：2つまで）



地域や社会からの孤立やひきこもりを防ぐために有効な取り組みは、「気軽に相談できる場の整備（電話相談を含む）」が 28.2%と最も多く、次いで「近所の人等による声かけ・見守り活動の充実」が 26.2%、「福祉サービスによる声かけ・見守り活動の充実」が 25.5%などとなっています。

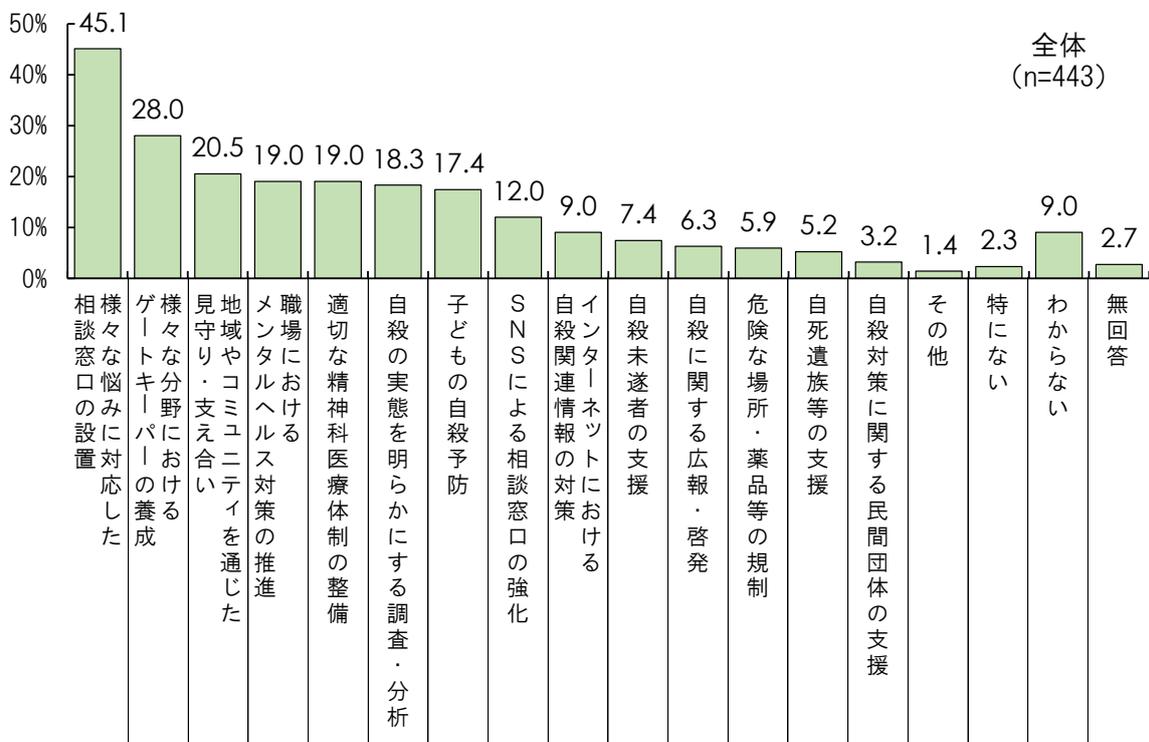
⑨ 自殺対策について

問 自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とも連携して“誰も自殺に追い込まれることのない社会”の実現に向け、相談事業及び啓発活動を実施していますが、あなたは、毎年3月が「自殺対策強化月間」であることを知っていますか。



『自殺対策強化月間』の認知状況は、「知っている」が15.3%、「知らない」が81.7%となっています。

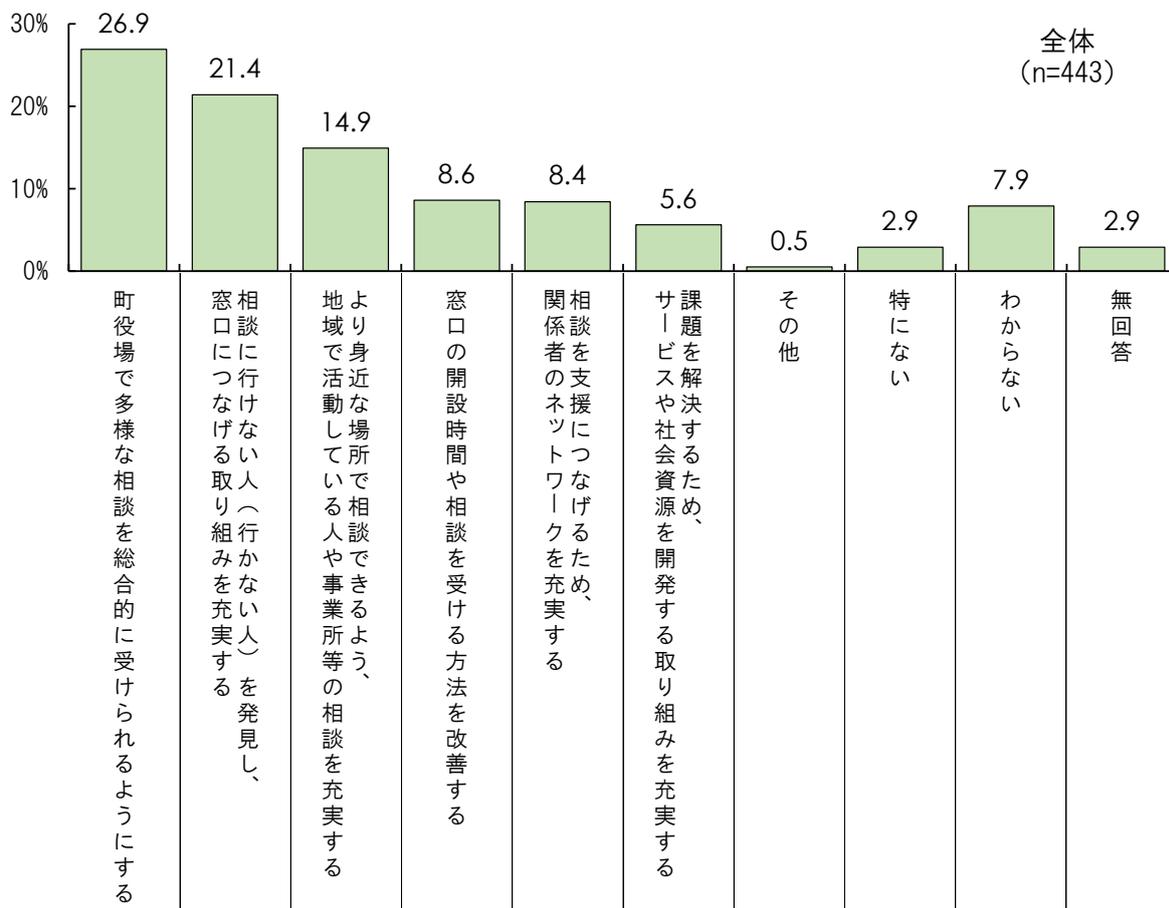
問 今後、自殺者数の減少や自殺の原因となる個人が抱える問題解決のために、どのような自殺対策が必要になるとお考えですか。(複数回答可能：3つまで)



自殺者数の減少や自殺の原因となる個人が抱える問題解決のために必要になる自殺対策は、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が45.1%と最も多く、次いで「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」が28.0%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が20.5%などとなっています。

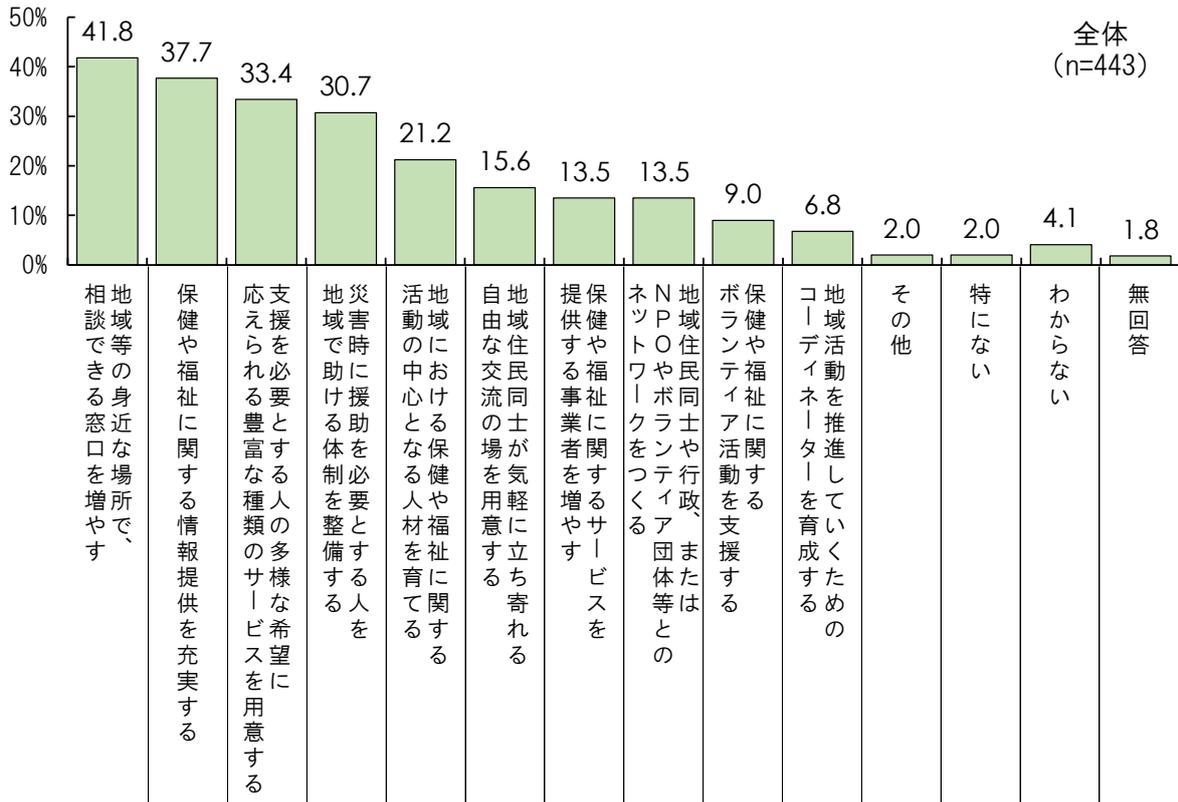
⑩ まちづくりや福祉施策に関することについて

問 「地域共生社会」では、多様な生活課題に対応するため、制度等の枠を超えた包括的な相談支援体制が求められます。あなたは、河津町で包括的な相談支援体制を充実するために、河津町はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。



包括的な相談支援体制を充実するために河津町が行うべき取り組みは、「町役場で多様な相談を総合的に受けられるようにする」が26.9%と最も多く、次いで「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなげる取り組みを充実する」が21.4%、「より身近な場所で相談できるよう、地域で活動している人や事業所等の相談を充実する」が14.9%などとなっています。

問 あなたは、今後日常生活で困ったことがあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、河津町はどのような施策を行うべきだと思いますか。  
(複数回答可能：3つまで)



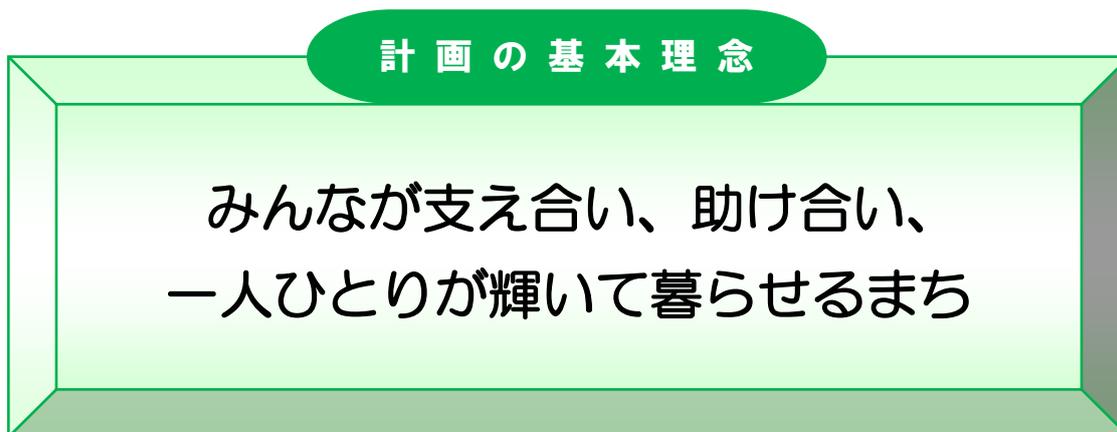
今後日常生活で困ったことがあっても誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために河津町が行うべき施策は、「地域等の身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が41.8%と最も多く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実する」が37.7%、「支援を必要とする人の多様な希望に応えられる豊富な種類のサービスを用意する」が33.4%などとなっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

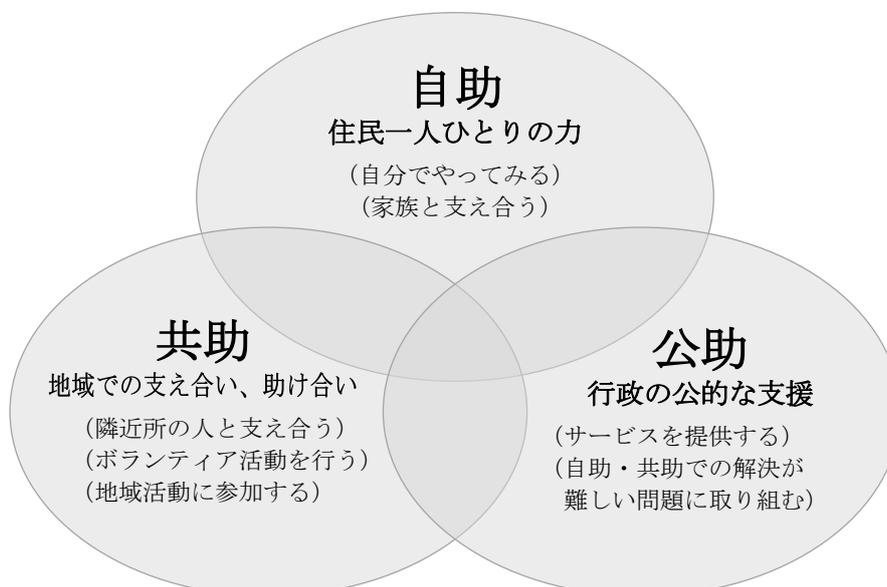
国は、制度・分野ごとの“縦割り”や“支え手”“受け手”という関係性を超えて地域住民や地域の様々な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域でともに支え合い、助け合いながら暮らしていくことができる『地域共生社会』を目指しています。

本計画においても、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である「**みんなが支え合い、助け合い、一人ひとりが輝いて暮らせるまち**」を踏襲し、行政と地域住民、行政と関係機関等、多様な主体の協働による地域共生社会の実現を目指し、本町のさらなる地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。



地域福祉を推進するためには、地域住民や関係機関・団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割分担を明確にし、お互いに協力していくことが必要です。まずは自分自身でできること、家族で支え合ってできることは自分たちで行うという“自助”、自分や家族だけでは解決できないことは地域での支え合い、助け合いで解決していくという“共助”、地域でも解決できないことに対しては行政の公的な支援を行うという“公助”、この3つの考え方を組み合わせて計画を推進していくことが重要です。

#### 【地域福祉の推進に必要な3つのキーワード】





## 2 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ 住民主体の地域活動を育てるために 【意識・人づくり】

ライフスタイルの多様化や地域のつながりの希薄化など、様々な要因によって地域課題は複雑化・多様化しています。誰もが地域から孤立したり、排除されたりすることなく、自分らしく暮らせる地域社会を実現するためには、困っている人や課題を抱えている人に対して手を差し伸べて、相談に応じるなど、地域住民が主体となって地域全体で支え合うことが必要です。

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが地域福祉を高齢者や障がいのある人、子育て世帯だけのものではなく、すべての人に関わることでありと認識する必要があります。そのためには、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通じて福祉への関心を高めてもらい、人権尊重や多文化共生、男女共同参画などを含めて、広く知ってもらうとともに、将来の福祉の担い手・地域活動のリーダーとなる人材の確保・育成なども同時に行います。

#### <関連する SDG s >



### 基本目標Ⅱ 地域の中で支え合い、助け合うために 【ネットワーク・基盤づくり】

本計画の基本理念にもあるように、地域福祉を推進するためには、人とのつながりに基づく“支え合い、助け合い”が不可欠です。特に「共助」については、他者に支援を求める必要があることから、地域住民や地域機関・団体・事業所などとのつながりなしでは上手く機能しません。そのため、日頃から地域活動や交流機会などに参加することで、地域におけるつながりを持つことができるよう、機会の充実や参加しやすい配慮などを進めていく必要があります。

また、社会福祉協議会と協働で地域福祉を推進していくことから、社会福祉協議会の認知度を高めたり、活動を支援したりします。行政としては、より迅速で適切な支援ができるよう、医療や保健、福祉などの専門機関との連携を強化します。

#### <関連する SDG s >



## 基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるように 【仕組み・体制づくり】

行政は様々な福祉サービスを提供していますが、アンケート調査結果からもわかるように、福祉サービスを安心して利用できるようにするために必要なこととして、福祉サービスに関する十分な情報提供が求められています。そのため、必要な人が適切な福祉サービスを受けられるよう、より様々な媒体や機会を通じてわかりやすい方法で必要な情報を提供するとともに、サービスの利用につながるように包括的かつきめ細かな相談体制の充実に努めます。

また、多様化する利用者のニーズにも対応できるよう、さらなる福祉サービスの充実に取り組みます。

### <関連する SDG s >



## 基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるように 【生活環境づくり】

近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で発生しており、防災・減災対策及び災害時の支援は、これまで以上に必要な取り組みとなっています。これら防災・減災意識の高まりにより、住民が地域に求める緊急時に連携ができる仕組みづくりを支援します。

また、すべての人にとって、地域生活を送る上で安心・安全な環境が整っていることは重要です。安心・安全な環境を整えるためには、いつ起こるかわからない災害に日頃から備えたり、犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みを行ったりするだけでなく、日常的に暮らしやすい環境である必要があります。高齢者や障がいのある人、子どもなどにとっては小さな段差でも転倒や怪我の危険があることから、ユニバーサルデザインを公共施設に取り入れたり、ユニバーサルデザインを周知したりするなど、誰でも利用しやすい環境となるように取り組みます。

### <関連する SDG s >



## 基本目標Ⅴ 誰もが自殺に追い込まれることのない地域をつくるために 【自殺対策推進計画】

身体的・精神的・経済的な苦しみによって自殺に追い込まれることのないよう、行政や福祉サービス事業者、地域、学校、家庭などが連携し、見守りや相談支援、健康づくり・生きがいを促進します。

### <関連する SDG s >



### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向・町（行政）の主要施策
<b>みんなが支え合い、助け合い、一人ひとりが輝いて暮らせるまち</b>	<b>I</b> 住民主体の地域活動を育てるために <b>【意識・人づくり】</b>	(1) 福祉意識・人権尊重の啓発 ① 福祉に対する意識の向上 ② 福祉教育の推進と学習機会の充実 ③ 人権教育・多文化共生等の普及啓発 (2) 地域の福祉活動を推進する人材の育成 ① 地域活動の担い手・ボランティア活動の人材の確保 ② 地域活動におけるリーダーの育成支援 ③ ボランティア活動や地域福祉活動の基盤づくり ④ 民生委員児童委員の活動支援 ⑤ 社会福祉事業に携わる人材の確保・知識や技術の向上
	<b>II</b> 地域の中で支え合い、助け合うために <b>【ネットワーク・基盤づくり】</b>	(1) 住民協働の地域福祉活動の推進 ① 地域における活動及び交流機会の充実 ② 活動拠点の充実 ③ 地域での見守りネットワークの構築 (2) 地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築 ① 地域ネットワークの構築と充実 ② 医療、保健、福祉、介護等の連携強化 (3) 社会福祉協議会の育成・支援 ① 社会福祉協議会の周知 ② 社会福祉協議会の運営強化
	<b>III</b> 誰もが適切な福祉サービスを利用できるために <b>【仕組み・体制づくり】</b>	(1) 情報提供体制の充実 ① 生活支援に関する情報提供体制の充実 ② 地域における情報共有体制の充実 (2) きめ細かな相談支援体制の充実 ① 包括的な相談支援体制の充実 ② 身近な相談窓口の充実 (3) 福祉施策・事業の推進 ① 様々な生活支援サービスの充実 ② 権利擁護・成年後見制度の利用促進 ③ 生活困窮者等への支援の充実
	<b>IV</b> すべての住民が安心・安全を実感できるために <b>【生活環境づくり】</b>	(1) 防犯・防災対策の推進 ① 地域ぐるみの防災・減災対策の推進 ② 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進 (2) 地域で安心して暮らせる生活基盤の整備 ① ユニバーサルデザインの推進
	<b>V</b> 誰もが自殺に追い込まれることのない地域をつくるために <b>【自殺対策推進計画】</b>	(1) 自殺を未然に防止する意識と体制づくり ① 地域住民による気づきと見守りの促進 ② 生きることの促進要因への支援 (2) 暮らしやすい地域づくりの推進 ① 健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成 ② 地域社会からの孤立化防止

## 第4章 基本計画

### 基本目標Ⅰ 住民主体の地域活動を育てるために 【意識・人づくり】

#### <現状と課題>

少子高齢化が進行している本町では、近年、高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯が急激に増加しています。その中には、自分一人では日常生活を送ることが困難な人もおり、日常的に見守りや支援が必要とされています。また、障がいのある人やひとり親世帯など、何かしらの支援が必要な人が、地域には数多くいます。しかし、必要とされる見守りや支援について、行政だけでは対応しきれないケースも多々あります。まずは、生活している地域の中でお互いを支え合える仕組みをつくるのが、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するために重要なことだと言えます。

アンケート調査では、近所付き合いは『必要だと思う』は79.9%と、約8割を占めています。また、地域の福祉課題への対応として地域住民相互の支え合い・助け合いの必要性を『必要』と感じている割合は94.4%と、9割以上を占めています。

一方、実際の近所付き合いの程度は「日頃から助け合っている」が23.3%、「気の合った人とは親しくしている」が29.6%に留まっており、「顔が合えば、あいさつ程度はする」が24.4%、「ほとんど付き合いがない」が2.7%と、近所付き合いの希薄さがうかがえます。

また、地域活動の中心となる自治会に「加入していない」は12.0%と、1割以上となっています。さらに、地域で安心して生活していく上での問題や課題と感じていることは「地域における人と人とのつながりが希薄化している問題」が28.7%と、2番目に多く、地域の連携の希薄さを問題視している人が多いことがわかります。

このような現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域社会の担い手という意識を醸成したり、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通じて幅広い年代を対象とした福祉教育を継続的に行ったりすることで、支え合い、助け合いや福祉教育の意識を促進していくことが必要です。とりわけ、将来を担う子どもや若い世代に向けた福祉教育は、地域への愛着を持ってもらうことや、今後の福祉活動の担い手の発掘や育成につながることから、非常に重要な取り組みとなります。

#### ~~~~~ 施策の方向 ~~~~~

- (1) 福祉意識・人権尊重の啓発
- (2) 地域の福祉活動を推進する人材の育成

(1) 福祉意識・人権尊重の啓発

＜住民（自助＞）や地域（共助）の取り組み＞

- ▶ 性別や年齢、障がいの有無や国籍などの違いにとらわれず、お互いに尊重し、理解し合うようにしましょう。
- ▶ 家庭の中でのふれあいを大切に、家族で会話する時間をつくりましょう。
- ▶ 福祉の心が育つよう、子どもの頃から家庭で福祉について考え、話し合う機会を増やしましょう。
- ▶ 年代を問わず、積極的に福祉教育の機会に参加することで、世代間交流を促進しましょう。
- ◇ 地域であいさつ、声かけ運動を展開しましょう。
- ◇ 地域行事や集会の機会を活用して、地域福祉意識の啓発を進めましょう。
- ◇ 学校の取り組みに協力して、子どもたちの福祉教育を進めましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
福祉に対する意識の向上	・普段から自然と助け合うことができるよう、広報紙や町のホームページをはじめとする様々な媒体やイベント等を通じて、福祉意識の向上を図ります。	継続
福祉教育の推進と学習機会の充実	・学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、地域住民に対し、教職員、PTAによる子どもたちのあいさつを積極的に行います。	継続
人権教育・多文化共生等の普及啓発	・子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校教育で人権や多文化共生について取り組みます。	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
福祉教育の推進	・学校での総合学習の時間や、福祉体験教室等での講師派遣に対応します。講師派遣の窓口としてだけでなく、町外派遣などの特殊なケースに対しても、状況に応じた柔軟な対応ができるように努めます。	継続
福祉教育実践校フォローアップ事業	・町内小中学校における福祉活動を促進するため、活動費の助成及び情報の提供を行います。助成に関しては、学校への聞き取りなどの適正化を図ります。	継続

(2) 地域の福祉活動を推進する人材の育成

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- ▶ 誰もが地域で役割を担っている地域住民の一人であることを認識し、地域活動に取り組みましょう。
- ▶ 活動に必要な知識や技術を持つ人材を把握し、地域活動への参加を呼びかけましょう。
- ▶ 長年地域活動を行っている人は、これまでの活動で培った知識や経験を次世代に伝え、その活動が地域に根づくように努めましょう。
- ◇ 地域の人材を発掘して、紹介・活用を進めることで、地域単位で年代ごとに地域活動のリーダーとなる人材を育成しましょう。
- ◇ 組織・団体の後継者となる人材を育成しましょう。
- ◇ 高齢者が人生で培った知識や経験、技術が活かせる環境をつくりましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域活動の担い手・ボランティア活動の人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉活動への参加に対する住民一人ひとりの意識が高まるよう、実際に行われている福祉活動や地域活動についての情報提供を充実させます。</li> <li>・地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。</li> <li>・地元の事業所等に対し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを働きかけます。</li> </ul>	継続
地域活動におけるリーダーの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の地域活動への参加を促進し、新たなリーダーとなる人材の発掘・育成を図ります。</li> </ul>	継続
ボランティア活動や地域福祉活動の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な住民や団体の誰もが自由にボランティア活動や地域福祉活動に参加できるよう、情報の共有をはじめ、団体や住民間の交流や連携を図る場を充実させ、ボランティア活動や地域福祉活動を推進する基盤づくりに努めます。</li> </ul>	継続
民生委員児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が民生委員児童委員に相談しやすい関係性を築けるよう、また、住民の多様な相談内容に的確に助言ができるよう、定例会等を充実させるとともに、県主催の研修等への参加も促し、知識や技術のさらなる向上や地域への積極的な関わりを推進します。</li> </ul>	継続
社会福祉事業に携わる人材の確保・知識や技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係機関が実施する研修等への参加を促し、福祉に携わる人材の育成や、さらなる知識や技術の向上に努めます。</li> </ul>	継続

## ＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
民生委員児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員及び民生委員児童委員協議会活動に協力・支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しながら自主的な活動ができるよう、地域の現状把握のための情報提供や事業紹介等を行います。</li> </ul>	継続
ボランティアの育成と人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の高齢化の進行に伴い、活動しているボランティア団体の高齢化も進んでいるため、定年世代や子育て世代などの幅広い世代に対して活動の呼びかけや勧誘を行います。</li> <li>特に移動支援ボランティア等において、若い世代に活動してもらえるように情報発信していきます。</li> <li>誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、広報紙や町のホームページなどで紹介します。</li> </ul>	拡充
ボランティア連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で活動しているボランティアの活動報告やボランティア活動に関連したテーマでの講演会を定期的に行い、町内のボランティア活動の活性化を図ります。</li> </ul>	継続
ボランティア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の中学生や高校生、一般住民、災害ボランティア向けの講座を開催し、ボランティア活動の意義や意識づけを行います。</li> </ul>	拡充
ボランティア団体への支援と人材発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活動しているボランティア団体に対し、活動費の一部を補助金として交付して活動を支援します。また、事業内容の見直し等により、ボランティア団体の運営強化を図るとともに、活動に向けた助言を行うなど、若い世代を含め新たな担い手の人材の発掘に努めます。</li> </ul>	拡充
中学生ボランティア講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来を担う子どもたちが福祉の意識を持てるよう、中学生を対象としたボランティア講座や講演会、実習を行い、ボランティアの意義を伝えるとともに、思いやりの心を育てます。</li> </ul>	継続
社会福祉事業従事者の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県社会福祉協議会等の研修等に参加することで、職員のスキルアップを図るとともに、事業評価を継続するなど、既存事業や新規事業に対して柔軟に対応できる組織づくりに努めます。</li> </ul>	継続
地域福祉活動を担う人材の発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の専門職同士が情報を交換・共有できるよう、交流の場や機会の提供を行うとともに、資格を活かした活動に対する支援を行います。今後は、若い世代や特定の事業に特化した人材の発掘に注力します。</li> </ul>	継続

## 基本目標Ⅱ 地域の中で支え合い、助け合うために【ネットワーク・基盤づくり】

### <現状と課題>

地域には様々な課題を抱えた人が暮らしている一方で、地域における近所付き合いや支え合い、助け合いの意識は希薄化しています。地域住民が主体となって地域課題を解決するためには、自治会をはじめ、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの多様な関係団体との連携による解決力の強化が求められます。

本町では、子ども会やシニアクラブをはじめとする多くの関係団体やボランティア団体等により、様々な活動や支援が行われています。しかし、人口減少の影響もあり、団体の加入者は微減傾向、ボランティア登録者数は横ばい傾向にあります。そのため、より一層支え合い、助け合いの意義や解決力を強化するためには、活動を行う関係団体同士をつなぎ、地域課題の共有や協働・連携による取り組みの推進など、相互活動のネットワーク化を図る必要があります。

その中でも、社会福祉協議会は地域福祉を推進していく上で、中心的な機関となります。アンケート調査では、河津町社会福祉協議会の認知度（名称を知っている割合）は92.7%と、非常に高くなっています。一方で、社会福祉協議会の役割まで知っている割合は46.7%と、半分以下となっています。また、社会福祉協議会に期待することに関しては、「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと（39.3%）」や「福祉やボランティア活動、住民活動の中心的役割を果たすこと（20.5%）」よりも、「生活に不安のある人が気軽に相談できる環境を整えること（59.1%）」が上回っており、地域福祉を推進する具体的な事業等を行うことよりも、課題把握の段階から携わってもらいたいという期待が高くなっています。

さらに、地域住民の複雑化・多様化した課題に対応するためには、福祉に携わる専門機関などと連携した包括的な支援が必要となるほか、地域における身近な課題については地域の関係団体等と連携した取り組みを推進する必要があります。

### ~~~~~ 施策の方向 ~~~~~

- (1) 住民協働の地域福祉活動の推進
- (2) 地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築
- (3) 社会福祉協議会の育成・支援

(1) 住民協働の地域福祉活動の推進

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- ▶ 困っている人への声かけや手助けなど、日常における小さなボランティア活動を心がけましょう。
- ▶ ボランティア活動に関心のある人は、社会福祉協議会にボランティア登録を行い、実際に活動しましょう。
- ▶ 隣近所で声をかけあって、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある人などで支援が必要な人を見守りましょう。
- ◇ 地域のボランティア活動の活性化を図るため、回覧板や自治会活動の拠点となる場などのあらゆるところに活動内容を提示して、周知に努めましょう。
- ◇ 豊かな経験を持ち、地域活動やボランティア活動に必要な知識や技術を持つ人材を発掘し、活動への参加を呼びかけましょう。
- ◇ 日頃から、地域で高齢者や障がいのある人との関わりを持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域における活動及び交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体との連携のもと、世代間交流を積極的に進めます。</li> <li>・地域の機関・団体からの要望や意見を聞く機会の確保に努めるとともに、情報交換や交流機会の充実に努め、円滑な活動を支援します。</li> <li>・地域の高齢者から子どもまでが世代間で交流できる、子どもの遊び環境づくり(子どもの居場所づくり)を推進します。</li> </ul>	継続
活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所との交流が深められるよう、気軽に集える場づくりを進めます。</li> <li>・公共施設や民間施設等、住民のより身近な場所で福祉活動ができるよう、関係機関・団体との連携を図ります。</li> </ul>	継続
地域での見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある人などが、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことが継続できるよう、関係機関・団体と連携して、地域における見守りネットワークを充実させます。</li> </ul>	継続

## ＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域のボランティア団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動しているボランティア団体がいつでも相談できる体制を継続するとともに、活動費の一部を補助金として交付し、活動を支援します。また、事業内容の見直し等により、ボランティア団体の運営強化を図ります。</li> </ul>	継続
地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で地域活動を計画する人や団体がいつでも相談にできる体制を継続するとともに、活動に向けた助言や財源の支援を行います。定期的な相談件数は少ないものの、臨時的な活動資金要望に対応できるように予算の確保を検討します。</li> </ul>	継続
福祉団体への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う際に、助言や財源の支援を行うとともに、相談窓口であることの周知を図ります。</li> </ul>	継続
居場所・サロンの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で高齢者や障がいのある人、子育て中の人や地域住民同士のつながりを深める場を運営し、生きがいづくりや地域で元気に暮らすきっかけづくりを進めます。また、地域内の交流を推進することで、隣近所での支え合い、助け合いの意識を育む地域づくりを目指します。</li> </ul>	拡充
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくりとして、自由学習室を夏休み等の長期休暇の期間に開設します。</li> <li>・令和4年度完成予定の子育て支援施設を有効に活用し、乳幼児と高齢者の世代間交流等、地域ぐるみの実践活動の展開を図ります。</li> </ul>	新規
地域住民による見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、隣近所の住民やシニアクラブ等の協力を得ながら、見守り支援を行います。現状、生活支援コーディネーターが相談や受付、マッチングを実施しているが、今後は地域住民主体の事業への移行に努めます。</li> </ul>	新規

(2) 地域福祉を推進する多様なネットワーク体制の構築

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- 地域の民生委員児童委員について、知るように心がけましょう。
- 支援を必要とする人が身近にいる場合、地域の関係機関・団体、行政へ相談しましょう。
- ◇ 地域課題を共有し、課題の解決に努め、地域だけで解決できない課題については町や社会福祉協議会などに情報を提供するなど、必要に応じた支え合い、助け合いができるよう、連携を図りましょう。
- ◇ 地域の関係機関・団体が横のつながりを持てるよう、情報交換や交流ができる機会や場をつくりましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域ネットワークの構築と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の要となる団体・組織の活動を積極的に支援し、町全体の地域福祉活動の活性化を図ります。</li> <li>・地域の実情や生活課題を把握する体制づくりに努め、地域独自の支え合い、助け合いの取り組みを積極的に支援します。</li> </ul>	継続
医療、保健、福祉、介護等の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、保健、福祉、介護等の分野を超えた連携の強化を図り、総合的な支援ネットワークの構築に努めます。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りや情報収集、定期的な団体の交流機会を充実するなど、地域で活動する機関・団体間の橋渡しを行い、地域のネットワークづくりを行います。特に若い世代とのネットワークの構築に注力していきます。</li> </ul>	継続
地域の組織・団体に対する運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行っている地域の機関・団体に対し、地域活動の助言や情報提供を行い、既存機関・団体への支援、組織強化を行うとともに、地域住民が自発的に活動できる場づくり(居場所づくり)の提案や支援を行います。</li> </ul>	継続

## (3) 社会福祉協議会の育成・支援

## ＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- 社会福祉協議会の活動に関心を持ち、情報収集や地域課題についての相談など、積極的に活用しましょう。
- ◇ 社会福祉協議会と連携を図るとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築を進めましょう。
- ◇ 社会福祉協議会における財源の確保と人材の育成を進めましょう。

## ＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
社会福祉協議会の周知	・社会福祉協議会が地域福祉を推進するための事業の中心となっていることを住民に継続的に周知するとともに、地域住民が気軽に参加できる事業を実施することで認知度を高めます。	継続
社会福祉協議会の運営強化	・社会福祉協議会が滞りなく運営できるように基盤整備を支援するとともに、子どもや障がいのある人、高齢者等のサービス事業者や関係団体と幅広く連携・調整を行い、スピード感を持ちながら支援の充実を図ります。	継続

## ＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
人材の確保	・社会福祉協議会の運営維持と、地域活動の支援を継続するため、適切な人材の確保・育成に努めます。	継続
財源の確保	・町の人口減少に伴う会員の減少がみられる中、会員の募集を各自治会長に依頼し、社会福祉協議会会員の拡大を図るとともに、補助事業の受託などの財源の確保に努めます。	継続
社会福祉大会	・社会福祉活動に功労のあった個人や団体の表彰をすることで、町内における社会福祉活動等の取り組みを広く周知する場として活用します。また、講演会を開催することで地域福祉を再考し「支え合い、助け合う地域づくり」を啓発するとともに、福祉関係者以外にも参加しやすい内容を検討します。	継続

## 基本目標Ⅲ 誰もが適切な福祉サービスを利用するために 【仕組み・体制づくり】

### <現状と課題>

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、充実した福祉サービスが必要です。現状、福祉サービスは、種類や提供者が多様化しており、サービスを利用する人が自らサービスを選択する時代になっています。そのため、利用者が最も適したサービスを選択できるよう、わかりやすい情報提供が求められるとともに、公平かつ確実に情報が伝わるよう、情報の受け手側の視点に立ちながら情報発信の手段や内容に配慮することが必要です。

また、サービスの利用だけでなく、高齢者や障がいのある人、子どもがいる世帯が生活していく上での悩みや不安を相談し、解消していくことも重要です。国では、社会福祉法を改正し、市町村における断らない包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。専門的な支援を提供できる人材を確保・育成し、複雑化・多様化する相談内容であっても適切な支援につなげることができる体制を整備することが必要です。

アンケート調査では、福祉サービスを安心して利用するために必要なものは「福祉サービスの種類や内容、利用料等の情報」が59.4%と約6割を占め、次いで「相談できる場所や相談員の情報」が44.0%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が19.0%となっており、上位3項目が“情報”と“相談”に関するものになっています。また、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な施策としては「地域等の身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が41.8%で最も多く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実する」が37.7%と、こちらも同様の結果となっており、“情報”と“相談”がいかに住民から求められている重要な要素であるかが把握できます。

さらに支援を必要としている人に必要な福祉サービスが適切に提供され、多様化するニーズにも対応できるよう、福祉サービスの充実と質の向上が求められます。

### ~~~~~ 施策の方向 ~~~~~

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) きめ細かな相談支援体制の充実
- (3) 福祉施策・事業の推進

(1) 情報提供体制の充実

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- 「広報かわづ」、「社協だより」や回覧板などに必ず目を通しましょう。
- 暮らしやすい地域となるよう、自分の得た地域生活で役立つ情報は、他の人にも提供し、必要な情報の共有化を心がけましょう。
- ◇ 情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。
- ◇ 情報提供における個人情報保護を保護しましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
生活支援に関する 情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスに関して、広報紙や町のホームページ、冊子、パンフレット、回覧板などの様々な手段で、わかりやすく情報を提供します。</li> <li>・健康福祉課内に相談窓口をまとめ、係が連携して情報提供や相談対応に努めます。</li> </ul>	継続
地域における 情報共有体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の福祉に関する社会資源をとりまとめた社会資源マップを定期的に更新し、情報提供に役立てます。</li> <li>・高齢者や障がいのある人への理解と交流を深めるよう、情報を提供します。</li> <li>・個人情報の保護に配慮しながら、災害時の避難行動の際に必要な情報が地域の関係機関で共有できるように進めるとともに、定期的なデータの更新に努めます。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
社協だよりの発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回発行の「社協だより」に、ボランティア団体や地域活動団体の活動内容を掲載し、町内における地域福祉活動の情報を提供します。</li> <li>・既存団体の活動内容の見直しや、ニーズに応じた新規活動への呼びかけを継続的に実施します。</li> </ul>	継続
社会福祉協議会の ホームページの更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もがボランティア団体や地域活動団体、事業者の活動内容を知ることができるよう、活動内容について定期的に更新します。</li> </ul>	継続
社協のしおりの配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会で提供している事業やサービスについて記載したしおりを配布して、周知することで、支援を必要としている人のサービス利用を促します。必要な人に情報が行き届くよう、わかりやすい内容でしおりの作成を行います。</li> </ul>	継続

(2) きめ細かな相談支援体制の充実

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- 日頃から家庭や隣近所でコミュニケーションを図り、地域で相談できる相手をつくりましょう。
- 課題を個人・家庭で抱え込まず、積極的に相談するように心がけましょう。
- 自分の地域の民生委員児童委員を把握して、相談相手として活用しましょう。
- ◇ 民生委員児童委員の周知を図り、地域住民が気軽に相談できる体制をつくりましょう。
- ◇ 情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者などと、日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう。
- ◇ 民生委員児童委員は、主体的に訪問活動などを行い、要援護者の把握や支援に努めましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町役場の相談窓口など、相談できる場や内容について、広く周知します。</li> <li>・健康福祉課内に相談窓口をまとめ、係が連携して情報提供や相談対応に努めます。）</li> <li>・専門的な相談にも適切な助言ができるよう、研修等への参加を積極的に促し、相談員の資質向上に努めます。</li> <li>・妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の周知に努め、利用者のニーズに合わせた関係サービスの調整を行うなど、その時点での最善の選択ができるようにサポートします。</li> </ul>	拡充
身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員等と協力して、相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
生活相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の悩みごと・心配ごとの解決援助を図ります。</li> <li>・相談日の周知を図るとともに、悩みごとや内容によっては専門機関へつなぎます。</li> </ul>	継続
介護相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、社会福祉協議会の介護支援専門員による介護相談を実施します。</li> </ul>	新規
法律相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、司法書士による法律相談を実施します。</li> </ul>	新規
サービス利用に関する相談の受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容に含まれる個人情報への徹底した配慮のもと、支援を必要としている人に対し、適切なサービスや支援についての情報提供や相談、助言を行います。</li> </ul>	継続
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自身の困りごとや、民生委員児童委員や関係機関からの情報及び相談を総合的に受け止める体制づくりを進めます。</li> </ul>	継続

(3) 福祉施策・事業の推進

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- ▶ 福祉サービス利用に際して、事業者や施設に対する正しい理解を深めるため、情報収集に努めましょう。
- ▶ 福祉サービス事業者の選択は自己責任であるという意識を持って、きちんと発言しましょう。
- ▶ 福祉制度・福祉サービスや権利擁護・成年後見制度について理解を深め、制度やサービスの利用が必要になった場合は、身近な相談窓口にご相談しましょう。
- ▶ 公的なサービスでは支援しきれない部分について、地域で支援していくことができるよう、環境を整備しましょう。
- ▶ ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけましょう。
- ◇ 自治会や民生委員児童委員などによる地域の見守りにおいて、プライバシー保護に留意しつつ、生活困窮者やひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人など、何らかの支援が必要な人の把握に努め、適切な支援が受けられるよう、町の相談窓口等に情報提供を行いましょ。
- ◇ 福祉サービス事業者や施設は地域社会の一員として活動に参加し、ともに地域課題を解決していく視点で、地域に根ざした運営を進めましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
様々な生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査、相談員、サービス事業者などを通じて、定期的に利用者及び提供事業者双方のニーズを把握し、適切な福祉サービスの提供に努めます。</li> <li>・課題の発生予防や救済のため、相談体制の充実に努めます。</li> <li>・課題の早期発見に努めるとともに、福祉施設や相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な社会資源との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。</li> </ul>	継続
権利擁護・成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の広報及び啓発に努めます。</li> <li>・成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である人に対し、その趣旨や利用方法などを説明して利用を支援するとともに、地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置に取り組みます。</li> <li>・児童相談所や地域包括支援センター、民生委員児童委員等の関係機関と連携し、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待の未然防止に努めるとともに、発生時には安全確保に努めます。</li> </ul>	継続
生活困窮者等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な課題や問題、相談ごとを受け止めることができるよう、相談機関・体制の充実に努めます。</li> <li>・相談に来た人の状況を適切に把握し、関係する係等と相談しながら、ふさわしいサービスが提供できるように支援を行います。</li> </ul>	継続

## ＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
福祉サービスに関する 住民ニーズの把握	・住民が安心して暮らせるよう、福祉サービスを提供していくとともに、地域の中に存在するニーズの掘り起こしに努めます。また、目に見える部分以外のニーズにも対応できるよう、民生委員児童委員、関係機関・団体からの情報収集に努めます。	継続
生活支援コーディネーター の充実	・地域における高齢者の生活支援の体制整備に必要なサービスの担い手の発掘や要請、地域のニーズとサービスのマッチングを行うなど、生活支援等の体制整備の充実に向けた調整役である「生活支援コーディネーター」の活動を充実させます。	拡充
一人暮らし高齢者 昼食交流会	・高齢者のひきこもり予防や交流の場として、70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、仲間同士で楽しく過ごす昼食交流会やバス遠足を実施します。参加者のニーズに合わせた事業内容となるよう、適宜見直しを行います。	継続
一人親家庭親子 レクリエーション	・ひとり親家庭の親子を対象に、年1回、親子レクリエーションを実施し、ひとり親家庭同士が交流する機会を提供します。	継続
紙おむつ等の斡旋	・要介護者や障がいのある人を自宅で介護している介護者の経済的な負担の軽減を目的に、紙おむつ等の斡旋を行います。量販店で購入する人が増加しているものの、ニーズに合わせて事業の見直しを行いながら継続します。	継続
福祉用具の貸出	・要介護認定を受けていない全世代の住民が、在宅での生活を継続するために支援が必要な場合、車いすやポータブルトイレ等の福祉用具を一時的に貸出します。	継続
一人暮らし 高齢者給食サービス	・日頃見守りが必要な72歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、民生委員児童委員が月2回弁当を配布し、食事の援助と安否確認等の見守りを実施します。また、高齢化の進行に伴って、食数が増加傾向であることから、民間活用による新たな事業展開についても検討します。	継続
男性料理教室	・60歳以上の男性を対象とした料理教室を開催し、調理・会食を通じた交流を行います。参加者の固定化が懸念されるため、今後は事業の幅広い周知に努めます。	継続
障がい者社会学級	・在宅の身体障がいのある人の社会参加を促進するとともに、生きがいを高め、心身のリフレッシュを図ることを目的とした行事を開催します。一人でも多くの人に参加できるよう、参加者のニーズに合わせた事業内容の実施に努めます。	継続
在宅重度身体障がい者 援護事業	・民生委員児童委員の協力のもと、在宅の重度障がいのある人を訪問し、慰問品を配布するとともに、見守りを実施します。	継続

## ＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
移動支援事業	・買い物や通院の際に、介護保険サービス等を利用していない人を対象に、移動支援の事業展開を検討します。	新規
要援護高齢者慰問事業	・在宅の70歳以上のひとり暮らし高齢者や寝たきりの高齢者を老人週間中に訪問し、慰問品を配布するとともに、見守りを実施します。	継続
日常生活自立支援事業	・日常生活に不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいのある人を対象に、福祉サービスを利用するための情報提供や利用手続きの援助を行います。	継続
権利擁護事業	・高齢化の進行に伴い、日常生活自立支援事業や成年後見制度に対するニーズが高まっているため、事業を推進することにより、認知症高齢者や障がいのある人などの権利を守り、安心・安全に生活できるように支援します。	拡充
法人後見事業	・判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できるように支援を行い、権利を尊重して擁護することで、地域で安心して暮らせるように援助します。高齢化のさらなる進行で、今後ニーズが高まると想定しています。	継続
くらしの資金の貸付	・生活困窮者の更生を援助するため、低所得世帯を対象に一時的に貸し付けを行います。今後、償還免除等の規定の見直しを検討します。	継続
生活福祉資金の貸付	・低所得世帯や高齢者、障がいのある人のいる世帯などを対象に、総合支援資金や福祉資金、教育支援資金などの生活のために必要な資金の貸し付けを行います。 ・新型コロナウイルス感染症による緊急小口資金の貸し付けを含め、いつでも相談が受けられる体制を維持します。	継続
生活困窮者自立相談支援事業	・ひきこもりや就労が困難で経済的に困窮している人を対象に、相談員が課題の解決に向けて援助するとともに、フードバンクを活用した支援も実施します。(東伊豆町社会福祉協議会との合同体制)	継続

## 基本目標Ⅳ すべての住民が安心・安全を実感できるように【生活環境づくり】

### <現状と課題>

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、全国各地において防災・減災意識が急激に高まり、様々な対策や取り組みが進められています。しかし、近年は、毎年のように大規模な自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

アンケート調査でも、地域の役割として期待することは「緊急事態が起きたときの対応」が58.0%で、約6割と圧倒的に多く、次いで「防災・防犯等の日頃の協力」が28.0%、「日頃の見守り活動」が23.7%の順となっています。また、災害に対して地域で最も重要だと思うことは「地域・近所で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が52.1%で、唯一半数以上を占めています。隣近所に暮らす世帯を把握し、どの家庭に高齢者や障がいのある人、小さな子どもなど、災害時・緊急時に支援が必要な人がいるのかを確認しておくことが重要です。

また、振り込め詐欺等の日常生活を脅かす犯罪や消費者被害等から住民を守るための取り組みも必要となっています。犯罪を未然に防止するためには、住民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、自ら防犯対策を実践することが重要であるため、犯罪防止に向けた普及や啓発、及び関係機関との連携強化が求められています。さらには、地域住民による防犯活動への支援を一層充実させる必要があります。

町内には、公民館や体育館などの多くの公共施設があり、地域活動や福祉分野における事業、教育の場として利用されています。既存の公共施設については、バリアフリー化を計画的に進め、新規で建設する施設についてはユニバーサルデザイン化を推進しています。しかし、現状では、道路や一部の公共施設におけるバリアフリー化はいまだ十分とは言えません。高齢者や障がいのある人、子どもなど、幅広い年齢層の人が利用する施設については、バリアフリー化をさらに進め、ユニバーサルデザインの考え方を普及・定着させていくことが必要です。

### ~~~~~ 施策の方向 ~~~~~

- (1) 防犯・防災対策の推進
- (2) 地域で安心して暮らせる生活基盤の整備

(1) 防犯・防災対策の推進

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- ▶ 日頃から、自分の身は自分で守る、自分の地域は自分たちで守るという意識を持ち、災害や犯罪から自分や家族を守るために何が必要かを家族と話し合しましょう。
- ▶ 地域で開催する防災訓練に積極的に参加したり、事前に各戸で家具などの転倒防止や落下防止策などを行ったりするとともに、食糧や水などを備蓄しましょう。
- ▶ 緊急時でも地域で助け合えるよう、日頃から隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう。
- ▶ 出かける際の隣近所への声かけや、行き交う人とのあいさつなど、声をかけ合うことで犯罪防止に努めましょう。
- ◇ 自治会や民生委員児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な住民の把握に努めるとともに、個人情報の管理を徹底しましょう。
- ◇ 災害に備えて、避難先や地域内の危険箇所などを把握しておきましょう。
- ◇ 個人情報が出ないように配慮しながら、災害・緊急時に活用するための避難行動要支援者名簿を作成し、随時更新しましょう。
- ◇ 防災意識の普及向上のため、高齢者や障がいのある人、若い世代が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。
- ◇ 子どもの登下校時のパトロールやひとり暮らし高齢者の見守りなど、自主的な交通安全・防災・防犯運動を展開し、地域で見守る体制づくりを進めましょう。
- ◇ 不審者を見かけたら、隣近所で声をかけ合って追放できる体制をつくりましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域ぐるみの防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体やイベント等を通じて、災害による被害は事前の備えによって防げる・減らすことができることを町民に周知し、防災・減災意識の向上を図ります。</li> <li>・地震や台風、風水害に備えて、国・県・町・事業所・防災関係機関及び住民が一体となって防災対策にあたる体制を整備するとともに、地域防災計画に基づき、関係機関・団体との連携を密にし、被災時における支援の実効性を確保します。</li> <li>・自主防災組織や福祉施設、事業所等に対し、防災訓練の実施を呼びかけます。</li> <li>・避難行動要支援者登録制度について継続的な啓発を行うとともに、定期的に登録者名簿の更新を実施します。</li> </ul>	継続
地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や町のホームページを活用して、防犯意識や交通安全対策の啓発に努めます。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
災害ボランティア コーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や被災地で核となって働くことができる「災害ボランティアコーディネーター」を対象とした定期的な訓練や養成講座の実施により、意識を高めていきます。また、訓練実施が広く伝わるよう広報し、参加者を募ります。</li> </ul>	継続
災害ボランティア本部 運営訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアコーディネーター連絡会と協働し、大規模災害に備えた災害ボランティア本部運営訓練を実施します。また、新型コロナウイルス感染症流行下での対応についても訓練を実施します。</li> </ul>	継続
災害ボランティア活動用 資機材の整備・点検・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアコーディネーター連絡会と協働し、大規模災害に備えた災害ボランティア活動用の資機材の整備・点検・管理を行います。また、災害が発生した際に、滞りなく対応できるよう、災害ボランティア本部運営訓練で活用します。</li> </ul>	継続

(2) 地域で安心して暮らせる生活基盤の整備

＜住民（自助＞）や地域（共助）の取り組み＞

- 公園や公共施設などの遊具やトイレなどの設備を大切に使用しましょう。
- 違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないように心がけましょう。
- ◇ 事業者は自らの施設について、ユニバーサルデザイン化を推進しましょう。
- ◇ 高齢者や障がいのある人の移送ニーズを把握し、地域の支え合い、助け合いによる移送手段の確立を進めましょう。
- ◇ 情報の入手が困難な環境の人と積極的にコミュニケーションをとり、より多くの人が必要な情報を得られるように支援しましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、交通安全施設や街路灯などの設置を、計画的に進めます。</li> <li>・不特定多数の人が利用する公共施設に関しては、高齢者や障がいのある人に対応したユニバーサルデザインの導入を推進します。</li> <li>・町のホームページ等で、高齢者や障がいのある人、外国籍の人などのために様々な情報を提供し、情報バリアフリーを推進します。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
移動支援ホームヘルパー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で外出することが困難な視覚障がいのある人等を対象に、外出及び余暇活動等の社会参加の際の円滑な移動を支援します。利用件数は少ないものの、ニーズに応じてすぐに対応できるように体制を維持します。</li> </ul>	継続
福祉用具無償貸出の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすやポータブルトイレ等の福祉用具の貸出を無償で行い、要介護認定を受けていない人の自宅での生活を支援するとともに、サービスに関する情報提供を行います。</li> </ul>	継続
声のたよりの発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に対象者の把握・募集を行い、サービスが必要な町内外の施設等の視覚障がいのある人に、町広報を録音したCDまたはカセットテープを配布し、地域の情報を提供します。</li> </ul>	継続

## 基本目標Ⅴ 誰もが自殺に追い込まれることのない地域をつくるために 【自殺対策推進計画】

### <現状と課題>

近年、全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2年は11年ぶりに増加に転じ、特に女性や子どもの自殺者数が増加しました。その背景には、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校生活や就労状況だけでなく、生活様式そのものも大きく変化し、多くの人が精神的、経済的な負担を抱える事態が見られたことが考えられます。

アンケート調査では、『自殺対策強化月間』を「知っている」割合は15.3%と、1割台に留まっており、自殺対策への関心は高いとは言えません。一方で、自殺対策として必要なことは「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が45.1%と多いものの、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」が28.0%、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」が20.5%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」と「適切な精神科医療体制の整備」がともに19.0%、「自殺の実態を明らかにする調査・分析」が18.3%、「子どもの自殺予防」が17.4%と、2割前後の割合の項目が多く、求められている対策が多岐にわたっていることがうかがえます。

自殺は、健康問題・経済・生活問題、人間関係のほか、地域・職場の在り方の変化など、様々な要因が複雑に関係しており、自殺以外の選択肢が考えられなくなった末の追い込まれた死だと言われます。そのため、様々な局面から生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていくことが大切です。

家庭や学校、職場、地域において、身近な人が悩みを抱えて苦しんでいるサインが見られる時、そのサインに気づくことや相談ごとを受け止めること、場合によっては専門的な支援につなげることが重要となっています。行政や社会福祉協議会においては、自殺予防に関する正しい情報の周知や関係機関・団体の密接な連携、相談窓口の充実・周知などが必要となっています。

### ~~~~~ 施策の方向 ~~~~~

- (1) 自殺を未然に防止する意識と体制づくり
- (2) 暮らしやすい地域づくりの推進

(1) 自殺を未然に防止する意識と体制づくり

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- 一人で悩みを抱え込まず、悩みを相談できる人をつくりましょう。
- 付き合いのある人が普段と様子が違うことに気づいたら、相談を勧めましょう。
- 心の問題を相談できる機関・団体を知りましょう。
- ワークライフバランスやゲートキーパー等に関して理解を深めましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
地域住民による気づきと見守りの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間(9月 10 日～9月 16 日)及び自殺対策強化月間(3月)を活用し、心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、住民の最も身近な情報媒体である広報紙や町のホームページに掲載することで、普及啓発をさらに推進します。</li> <li>・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、障がいのある人などが、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことが継続できるよう、関係機関・団体と連携して、地域における見守りネットワークを充実させます。</li> </ul>	継続
生きることの促進要因への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、適切な対応ができる人(=ゲートキーパー)の養成に向けた研修機会の充実に努めます。</li> <li>・誰もが生活の悩みや健康の不安等について気軽に相談できる相談機関の一層の周知を図るとともに、専門職の積極的な介入による支援に努めます。</li> <li>・各相談機関等が連携し、自殺予防ネットワーク体制を強化します。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
生活相談窓口【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の悩みごと・心配ごとの解決援助を図ります。</li> <li>・相談日の周知を図るとともに、子育てや生活資金で悩みを抱える人への相談や各種資金の貸付を支援します。</li> </ul>	継続
介護相談【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、社会福祉協議会の介護支援専門員による介護相談を実施し、介護負担による虐待や介護ストレスの相談に応じます。</li> </ul>	新規
生活困窮者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な相談支援を行い、一人ひとりの状況に応じた就労の支援、住居確保給付金の活用、ひきこもり等の社会参加に向けた活動を実施します。</li> </ul>	継続
子育て支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくりとして、自由学習室を夏休み等の長期休暇の期間に開設します。</li> </ul>	新規
法律相談【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、司法書士による法律相談を実施します。</li> </ul>	新規

(2) 暮らしやすい地域づくりの推進

＜住民（自助）や地域（共助）の取り組み＞

- ▶ 趣味や生きがい、自分に合ったストレスの対処法を見つけましょう。
- ▶ 健康づくりや生きがい活動を通して地域で仲間をつくりましょう。
- ▶ 隣近所の人や友だちと誘い合って、地域行事に参加しましょう。
- ◇ 隣近所に高齢者のひとり暮らし世帯等の見守りが必要な世帯がある場合は、地域みんなで見守りましょう。

＜町（行政）の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
健康づくり・生きがいづくりを通じた地域力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりや生きがいづくりの取り組みを通じて、心身の健康の維持・増進を図るとともに、地域で交流するきっかけとしても活用します。</li> <li>・住民主体の健康づくり、生きがい活動を支援します。</li> </ul>	継続
地域社会からの孤立化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や地域、事業者等と連携した見守り活動により高齢者などの孤立の防止を図り、孤独死等を未然に防ぎます。</li> </ul>	継続

＜社会福祉協議会の主要施策・取り組み＞

主要施策・取り組み	内 容	
男性料理教室【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上の男性を対象とした料理教室を開催し、調理・会食を通じた交流を行います。参加者の固定化が懸念されるため、今後は事業の幅広い周知に努めます。</li> </ul>	継続
障がい者社会学級【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の身体障がいのある人の社会参加を促進するとともに、生きがいを高め、心身のリフレッシュを図ることを目的とした行事を開催します。一人でも多くの人に参加できるよう、参加者のニーズに合わせた事業内容の実施に努めます。</li> </ul>	継続
居場所・サロンの運営【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で高齢者や障がいのある人、子育て中の人や地域住民同士のつながりを深める場を運営し、生きがいづくりや地域で元気に暮らすきっかけづくりを進めます。また、地域内の交流を推進することで、隣近所での支え合い、助け合いの意識を育む地域づくりを目指します。</li> </ul>	拡充

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知・啓発

地域福祉は本町で生活を営む住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

そのため、広報紙や町のホームページなどの媒体を活用して、住民に対して本計画の周知と地域福祉への理解の促進を図ります。また、地域行事の機会などでも、周知の機会を設け、より多くの住民に本計画について知ってもらえるように努めます。

### 2 計画の推進

計画の推進にあたっては、河津町と河津町社会福祉協議会が連携して施策・取り組みの推進を図ります。また、国や県、関係機関等だけではなく、自治会や民生委員児童委員、福祉活動団体、福祉サービス事業者、地元の事業所・企業等とも連携を図り、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら、ネットワークを充実させます。そのネットワークを活用して情報交換をすることによって、課題の早期発見・早期解決に努め、本計画を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症が流行している現状で、新型コロナウイルス感染症予防のための新しい生活様式を徹底しながら、本計画を推進していきます。

### 3 計画の点検・評価

本計画を総合的に推進していくため、地域における地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・取り組みの進捗管理を定期的に行うとともに、関係各課及び社会福祉協議会で、PDCA サイクルによる評価を実施します。

また、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の意識や活動実態の把握に努めます。

さらに、進捗状況やそれに伴う意見・評価を反映させながら、第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画へとつなげていきます。



## 資料編

### 資料1 河津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年10月18日要綱第16号

改正

平成30年3月30日要綱第10-2号

(設置)

第1条 河津町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、河津町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に挙げる事項を行う。

- (1) 地域福祉計画策定並びに必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他計画作成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係団体等の代表者
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 一般町民
- (4) 知識・経験を有する者
- (5) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了までとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は健康福祉課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日要綱第10-2号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 資料2 河津町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	所 属	役 職 等	氏 名	備 考
1	社会福祉協議会	会長	菊池 利定	委員長
2	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	稲本 温代	
3	シニアクラブ河津	会長	飯田 重久	
4	保護司会	会長	小林 達雄	
5	災害ボランティアコーディネーター連絡会	会長	板垣 秀実	
6	ボランティア団体	おひさま会長	高川 千里	
7	社会福祉法人円明福祉会	理事長	後藤 惇	副委員長
8	かわづっこ子育てねっと	代表	鈴木 雅孔	
9	健康福祉課	課長	稲葉 吉一	

## 河津町 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 令和4年3月

編集 河津町健康福祉課・河津町社会福祉協議会

《 河津町健康福祉課 》

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2  
TEL : 0558-34-1937 FAX : 0558-34-1811

《 社会福祉法人 河津町社会福祉協議会 》

〒413-0504 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2  
TEL : 0558-34-1286 FAX : 0558-34-1312



